

参議院大蔵委員会會議録第十三号

(三五二)

昭和三十一年三月二十七日(火曜日)
午後二時七分開会

出席者は左の通り。

委員長 岡崎 眞一君

理事 山本 米治君
岡 三郎君
前田 久吉君

委員

青木 一男君
青柳 秀夫君
木内 四郎君
菊田 七平君
白井 勇君
藤野 繁雄君
平林 剛君
小林 政夫君
土田 國太郎君

政府委員

大蔵政務次官 山手 満男君
大蔵省主計局長 宮川新一郎君
大蔵省主計局法規課長事務代理 中尾 博之君
大蔵省管財局長 正示啓次郎君
通商産業省通商局長 板垣 修君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員 荒井 勇君
法制局第三部参事官 上林 英男君
大蔵省主計局主計官

大蔵省為替局総務課長 佐々木庸一君
通商産業省通商局農水産課長 日比野健児君

本日の會議に付した案件

- 物品管理法(内閣提出)
- 國の債權の管理等に関する法律案(内閣提出)
- 税理士法の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
- 接收貴金屬等の處理に関する法律案(内閣提出、予備審査)
- 理事の辞任及び補欠互選補助金等の臨時特例等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、予備審査)
- 特定物資納付金處理特別會計法案(内閣提出、予備審査)
- 國際金融公社への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出、予備審査)
- 本委員会の運営に関する件

○委員長(岡崎眞一君) これより委員會を開きます。

物品管理法を議題として質疑を行います。

○青木一男君 前回、私がこの用語の法律的解釈について質問したのでありますが、まず法制局の当局から、本法案における取得及び処分ということの用語の意義について、法制局の見解を伺っておきたい。

○説明員(荒井勇君) ただいま御質問のございました取得または処分という言葉の概念でございますが、一般の法

律用語といたしましては、必ずしも所有權の取得ということに限って用いておるわけではございません。

まず第一に取得につきましては、その言葉の語義といたしましては、單に何らかのものを得ると、その支配下に取り込むということの意味するにとどまるというふうに考えます。たとえば民法の第二編の第二章、占有權に関するような規定で、たとえば百八十条におきまして、「占有權ノ取得」という用語があり、あるいは同法の百九十二条、ここに「動産ノ上ニ行使スル權利ヲ取得」というような用例があり、あるいは同法二百八十三条に、「地役權ハ繼續且表現ノモノニ限リ時刻ニ因リテ之ヲ取得スルコトヲ得」といったような用例は多々ございまして、これは必ずしも所有權の取得ということを直ちに意味するものでございせん。

この法律案は、國の内部規律といたしましての物品の管理及び國の内部における會計規定としての性質を持つものでありまして、國の財産としての物品の整理または体系化をはかるという意味を持つものでございまして、従いまして、この意味におきましては、この法律案における物品の取得という言葉が何を意味するかということとは、この法律案の第二條第一項に掲記されておりますような物品として、國が動産を取り込むこと、手のうちに入れること、ということ、すなわち國の財産形態としての物品に編入するということの意味するものでございまして、特に物品の

所有權を得るということにのみ解する必要はありませんが、占有權を取得する、占有權を得るという場合を含むことはもちろん、さらに不動産の従物、不動産は國有財産となっておりまして、その不動産の従物として國有財産に編入する措置がなされている物品、その物品が取り込まれまして、今度は不動産の従物でない性質を持つに至ったという場合には、これは従来から、所有權は國にありましますもの、その物品という形態の財産として取得するということになりますので、これはその所有權の取得という概念から離れまして、財産形態としての物品としてその國の支配領域に入ってくるという意味で、物品の取得であるというふうに解されると思ひます。このことは、同種の不動産會計法規でありまして、この國の國有財産法におきまして、同法の第一條その他に「取得」という用語がございまして、その定義は特に明示はされておりません。しかしながら、その管理の實際を規定する、その同法の施行に伴う命令等におきまして、増減移動とはどういう事由によつて起るんだというように規定しました用語の中の、取得による國有財産の増加要因というものの中には、所有權の取得の場合のほか、物品からの編入、建物の新築、改築、それは國の内部で持つておきますところの、従来から所有權のある材料あるいは國の内部で調達した役務というものを使得て建物を新築、改築したというようなことも、物

品の取得要因であり、それから移動のできる、不動産の定着物とはなっていない立木竹といふものを新たに植栽して、これは不動産の従物となる、土地に対する定着物となるという場合には、それは國有財産として取得するんだと、こういうふうに定義しておられます。物品につきましても、取得の概念はそのようなものになるかと考えられますので、これは法案を検討いたします際に、取得という言葉につきましても厳密に定義を審いたかどうかということをおもひながら検討したところでございますが、多くの法令の用語例といふものを調べまして、これはまあ必ずしも定義を書くという必要といひますか、取得という言葉の概念は一般的にそのような用例として使われておりますので、まず設ける必要はないのではなからうかと考えた次第でございます。

第二に、処分につきましては、一般的に各種の意味に使われておりますが、行政処分という意味の処分という言葉をさしおきまして、私法上の用語例としての処分といふものは、財産權の移轉その他財産權について變動を加えるということを一に処分に言っており、そのほか、さらに財産の原状、性質に事実上の變更を加えるということの処分という用語で尽していただいております。そして、一般的に単に所有權を喪失するということではございませんで、財産權の移轉その他財産權について變更を加える行為を、広く処分という用語例として法令

で用いておりますので、その中に、たとえば占有権というものも一つの財産権、物権でございますが、これを喪失するということもやはり処分である。あるいは質権を設定するということも、必ずしも所有権を失うことではございませぬが、それは処分行為であるというふうな観念をいたしてござります、この法律案におきまする物品の処分という言葉も、物品につきましての権利の変動、及びその物品につきましての現状性質に變更を加える事実行為、たとえば廢棄するとか燒棄するとか、滅耗するとかいったようなことを、広く含みましての意味に解されるのでございまして、物品につきましての所有権を失うことはもちろん、占有権を失うことも含まれるのは、これは当然の解釈として出てくるというふうに考えております。そして物品を不動産の従物として國有財産に編入するという國有財産への編入替として現在も処理しておりますが、こういうようなものも、先ほど申し上げましたような物品の取得という概念と対応いたしまして、物品の処分という概念の中に入るといふことも、これまで当然導き出されてくることではないかと考えております。そして実際にどういふものが処分の要因となり取得の要因となるかという点は、現在の國有財産法におきまして必ずしも法自身に書いてありませぬので、その実際の事項に伴う処理という意味を明確にするための法に基く命令等におきまして、その要因が具体的に規定されておまして、その國の内部における会計規定としての運用には妨げないという状態になって運用されておりますので、この法律案におきまして

でも、これが制定をみました際は、そのような御趣旨の点を十分考えまして、政令等におきまして範圍がはつきりわかりますように規定を設けまして、その運用に支障のないように考えております。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) 速記を始めて下さい。

本案の質疑は一応中止いたします。

○委員長(岡崎眞一君) 次に國の債権の管理等に関する法律案、
税理士法の一部を改正する法律案
(予備審本)、
接收貴金屬等の処理に関する法律案
(予備審本)、
以上三案を便宜一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(山手満男君) ただいま議題となりました國の債権の管理等に関する法律案は二法律案につきまして、提案の理由並びに概要を御説明申し上げます。

まず國の債権の管理等に関する法律案について申し上げます。

従来、國の債権につきましては、会計法その他個々の法令に部分的な管理規定があっただけで、その一般的な管理法規がなく、管理機構もまた整備されていなかったものであります。しかし、その管理に関する事務の処理につきましては、一方では、官庁内部の連絡が不十分であったことや担当職員の間で徴収不足や徴収手続の遅延を来す等、國に損害を与えた事例を見ますことも

に、他方では、管理費用に満たない額の債権、債務者の所在が不明の債権等につきましても一律に処理することとなつていたため、事務の能率を損うことも少なくなつたのであります。

本法は、このような情勢にかんがみまして、國の債権の管理の適正を期するため、その管理の機構及び管理の準則を整備いたしますとともに、履行期限の延長、減免等を行うことが得る一般的な基準を設け、あわせて國の債権の發生の原因となる契約に關し、その内容とすべき基本的事項を定めようとするものであります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概略を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、金錢の給付を目的とする國の權利、いわゆる金錢債権を対象としたものでありますが、罰金等にかかる債権、租税債権、國が保有する資金の運用により生ずる債権等につきましては、その性質上、原則として、この法律を適用しないこととしております。

第二に、國の債権の統一的な管理組織を確立するため、各省各庁における債権の管理事務を担当する機關として債権管理官の制度を設けるとともに、債権管理官が行うべき債権の保全及び取立等に関する事務の処理につき一般的な管理基準を定めて、その適確な処理を図ることとしております。

第三に、取立費用に満たない少額の債権や債務者の所在が不明で徴収見込のないような債権につきましては、内部的に徴収停止として整理を行うことができないこととするほか、一般に、債務者の資力その他の状況を考慮して、五年又は十年以内の期間において

債権の履行期限を延長することができざる道を開き、また、一定の場合に減免等の措置を講ずることとしたしまして、債権の管理事務の効率的な運営をはかることとしたてております。

第四に、債権の發生の原因となる契約の内容につきまして、その基本的事項を定め、發生後における債権の徴収を確保するとともに、特に貸付金債権につきましては、あわせて、貸付の目的を保全するため必要な諸条件を定め、もつて、貸付事業の遂行の適正化をはかることとしたてております。

次に税理士法の一部を改正する法律案について、提案の理由を説明いたします。

この法律案は、税理士の業務運営の適正化をはかるため、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、税理士が申告書作成に關して計算し、または整理した事項等を記載した書面を添附することができるとする制度を創設するとともに、今後五年間に限り、一定年数以上実務経験を有する計理士、税務職員等について、一般の税理士試験にかえて特別な税理士試験によつて税理士となる資格を与えることとする等のため所要の改正を行おうとするものであります。

以下改正案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

まず、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、その申告書作成に關し、計算し、整理し、又は相談に應じた事項を記載した書面を添附することができるとする制度を創設しようとしてゐるのであります。

税理士が税務書類を作成する場合に

おいては、単に納税者の作成した決算書に基いて申告書の作成のみの依頼を受ける場合もあり、また、税理士が納税者の帳簿書類の内容に立ち入つて課税標準となる金額を計算し、これにより税務書類を作成する場合もあり、その形態はいろいろと異なつてゐるのであります。この際、税理士が関与した事項の範圍を明確にしてその責任を明らかにするため、税理士が所得税、法人税等の申告書を作成した場合に、申告書作成に關して計算し、整理し、又は相談に應じた事項を記載した書面を申告書に添附することができるとするものとするとともに、その申告書について更正または決定をする場合において、その更正または決定の基因となる事実が、その添附書面により税理士が計算し、整理し、または相談に應じたものとされてゐる事項であるときは、税理士に対して意見を述べざる機会を与えることとし、これにより税務行政の円滑化に資するとともに、税理士業務の向上をはかることとしてゐるのであります。

なお、この制度により税理士に意見を述べざる機会を与える措置の有無と更正決定の効果との關係につきましては、上述のような趣旨にかえりみ、更正決定の効力に影響を及ぼさないものと考へられるのであります。この際、その旨を法文上明らかにすることとしてゐるのであります。

次に、一定年数以上実務経験を有する計理士又は税務職員等について、今後五年間に限り一般の税理士試験にかえて特別な税理士試験を行うことにより税理士となる資格を与えることとしようとしてゐるのであります。

現行の税理士法は昭和二十六年七月一日に施行されたものでありまして、同法の施行により、税理士となる資格は、原則として試験制度によることとなったのであります。ただ、税理士法施行の際において、経過措置として、旧税務代理士法による税務代理士の許可の申請をすることが出来るものとし、これにより実務経験二年以上になる計理士は、その申請によって税務代理士の許可が与えられ、税務代理士は当然に税理士となる資格が与えられたのであります。また、税理士法施行の際においても、昭和十五年以上国税に關する行政事務に従事した者及び二十年以上地方税の賦課に關する事務に従事した者については、税理士試験委員の認定により、税理士となる資格が与えられたのであります。

この際、当時においてこれらの税理士となる資格についての条件に該当しなかつた計理士または税務職員であつても、すでに相當の年令に達し、実務経験により税理士となる資格があると認められる者について、実務を中心とした特別の税理士試験により税理士となる資格を与えることが適當と考えられますので、今後五年間に限り、特別な税理士試験の制度を設けることとしたのであります。特別な税理士試験を受けることができる者は、このような趣旨及び税理士法施行からすでに五年を経過していることにかえりみ、計理士については十年以上実務経験を有する者とし、税務職員については二十年以上その従事した行政事務の内容により一定の年数以上の実務経験を有する者とするとしてゐるのであります。

以上のほか、税務官公署の職員が税理士の代理している事項について納税者にその日時場所を通知して調査する場合には、従来青色申告書を提出してゐる事件に限り税理士に対して通知してゐたのであります。今回その範圍を拡大し、青色申告書以外の申告書を提出してゐる事件についても通知することとする等、税理士法について所要の規定の整備をはかることとしてゐるのであります。

最後に、接収貴金屬等の処理に關する法律案の提案の理由を御説明申し上げます。

終戦後、連合國占領軍は、本邦において政府及び民間から金、銀、白金、ダイヤモンド等の貴金屬等を接収したのであります。平和條約の発効と同時に、これらの貴金屬等を日本政府に引き渡したのであります。そこで、政府府といたしましては、さきに接収貴金屬等の數量等の報告に關する法律によつて貴金屬等を接収された者から必要な報告を徴し、その内容の調査を進める一方、連合國占領軍から引き渡された貴金屬等の調査を実施し、その状況もおおむね明らかになりましたので、今回、これら接収貴金屬等について返還その他の処理をいたしますため、本法案を提出した次第であります。

日から七ヵ月以内に、請求を行うことを認める等、返還請求の手續を定めることといたしました。

第二に、この返還の請求に対しまして、大蔵大臣は、当該貴金屬等の種類、形状、品位及び個數又は重量を、接収の事實を明らかにする証拠等によつて認定することとし、認定された貴金屬等につきましては、それが政府の保管してゐる貴金屬等のうちで、特定する場合に、そのものを返還し、特定しない場合には、各貴金屬等の種類、形状、品位及び重量のそれぞれの明確度と、各貴金屬等が溶解されて変形してゐる可能性、あるいは、その代替物がある可能性に応じて、特定するもの以外の残余の保管してゐる貴金屬等を、接収された貴金屬等の個數又は評價額の割合により按分して返還することといたしました。

第三に、この法律により返還される貴金屬等につきましては、国、公共企業体、地方公共団体及び日本銀行の所有にかかるとするものを除き、連合國占領軍から引き渡しを受けて以来返還されるまでの保管費用等に相當する額として、返還を受けた価額の一割に當る金額を國に納付せしめることとし、なお、これに伴う課税上の必要な調整措置を規定いたしました。

第四に、接収された貴金屬等のうちには、交易官團、社団法人中央物資活用協會または社団法人金銀運賃會が、戦時中、政府の金、銀、白金またはダイヤモンドの回収方針に基き、政府の委託によつて民間から回収したもの、金屬配給統制株式會社が政府の指示に基いて、交易官團または中央物資活用協會の回収した貴金屬を買い入れたもの、金銀運賃會が、戦時中、政府の指示に基き、政府の委託によつて民間から回収したもの、金屬配給統制株式會社が政府の指示に基いて、交易官團または中央物資活用協會の回収した貴金屬を買い入れたもの、

の、金銀運賃會が、戦時中、政府の指示に基き、旧日本占領地域における通貨価値の維持等の目的をもつて金製品を輸出するため、旧金貨金特別會計から払い下げを受けたもの、及び、軍需品の製造に従事していた者が、軍需品を製造または修理するため、その材料として、戦時中、旧軍または軍需省から買入れたものがあり、これら、これら、すべて國に帰属せしめるとともに、これらの者に対しては、右貴金屬等を取扱し、または加工した際の代金及び手数料等に相當するものをそれぞれ交付することとしたのであります。

第五に、以上の認定、返還その他の重要事項の処理の万全を期するため、大蔵省に接収貴金屬等処理審議會を設けることとしたのであります。認定等に対する不服の申し立て、虚偽の請求に対する罰則等、所要の規定を設けることといたしました。なお、國に帰属または返還された貴金屬等で一般會計に所屬するものは、無償で、貴金屬特別會計の所屬に移して管理することとしたのであります。

以上、國の債權の管理等に關する法律案は二法律案について提案の理由を御説明申し上げました。何とぞ御審議の上、すみやかに御賛成下さいませう。よろしくお願いいたします。

○委員長(岡崎眞一君) 三案の質疑は後日に譲ります。

○委員長(岡崎眞一君) この際、理事の辭任についてお諮りいたします。本日土田理事より、一身上の都合により理事を辭任したい旨、書面をもつて申し出がございました。申し出の通り上田理事の辭任を許可することに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡崎眞一君) 異議ないと認めます。よつて許可することに決しました。

つきましては、直ちに、その補欠並びに去る十三日大矢理事の委員辭任に伴い欠員となつております理事の補欠を互選したいと存じますが、先例により成規の手續を省略し、委員長の名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(岡崎眞一君) 異議ないと認めます。それでは理事に前田久吉君及び大矢半次郎君を指名いたします。

○委員長(岡崎眞一君) 次に物品管理法案を議題として質疑を続行いたします。

○青木一男君 先ほど法制局当局から一応説明を伺いました。これが法律案でなければ、そうやかましく詮議する必要はないのでございますが、やはり法律案でございますから、われわれは責任上、その規定の内容について觀念を明確にする必要があるから、質疑したいわけでございまして、説明によつてこの用語が非常に広い意味に使われておるということも了解いたしました。それでありますから、それはそれなりで、今後運用に準じつかえなく、政令の制定等において適當に疑義なく運用されれば、その点においては私は了承するものでございます。しかし前回に質疑した中で、まだ私、了解しない点がありますから、引き続き質疑をいたします。

この第二条の第二項の、「この法律

において「供用」とは、國の事務又は事業の目的に従い、用途に応じて、物品を國において使用させ、又は処分することをいう。という定義がありま

て、それだけを計画化すればよろしいということであるならば、この「供用」という言葉の定義も非常に簡単な、これは現在各省大臣が定めておられます。この物品取扱規程というようなものに、「供用」という言葉は多数使われており、また実務上も熟した言葉でございますが、それだけの狭義の意味において使うならば、その物品の國家目的全体からするその効率的な、また計画的な使用というものが達成すること

いうことが必要であると考えました結果、いろいろ考えました表現がこのように第二條の第二項となつておるわけでございます。かような趣旨に御了承下さるようお願い申し上げます。

は事業の目的にかかわらないところの処分というものがあつてございませう。と言いますと、それは廃棄するということとは、何も國の事務あるいは事業の目的に従つて廃棄するわけではございせんので、これはいよいよ使えないというために廃棄をする。あるいは亡失決定という一つの処分形態がありまが、これも何も國の事務または事業の目的に従つて亡失決定するのではなくて、これは亡失の事実を追認するといふための処分行為である。あるいはさらには減耗というものは、何も國の事務または事業の目的に従つて減耗するわけではないといふたような、國の行政目的にかかわらない処分と行政目的にかかわる処分と二つが考えられますので、この際、國が計画的に物品を使用しようというその対象になるものは、その國の行政目的に即応したところの使用または処分であるといふ点を特に明らかにする趣旨で、その行政目的にかかわらないような処分である、あるいは使用もあり得るかと思ひますが、そういうことはこの法律としては考えないのだといふことを明確にするためこのような目的を明確にした節を置いたといふことでございます。

○説明員(荒井勇君) それは物品の管理に關する基本法としましてはあり得べからざるものである。それは物品は何のために國が使うかといへば、國の行政目的を達成するために使うのであるという意味で、その点は青木先生のおっしゃる通りであると思ひますが、ただ処分という言葉を両方からつてこれは定義を置かざるを得なかつたといふことと、特にその物品の使用といふことは、國の行政目的のために使うものであるといふことを明確にするといふ意味でまあ初めの方に肩書きを書いたといふこととあります。しいて説明を求められたらそういうことに相なるかと思ひます。

○説明員(荒井勇君) 物品を國の内部で使うといふことは、それから物品を使うといふことは、國が何も無意味に物品を持つておるわけではございませんで、何かの「國の事務又は事業の目的」を達成する手段として物品を持つておるということであらうかと思ひます。その場合に、國で内部的に使うことのほかに、当該物品が、たとえば貸付を目的とする物品である、たとえば各地の農場にトラクターを貸し付けるといふために、國がトラクターを持つて

いるといふ事態があらまう場合に、その國自身が農場経営をしてトラクターを使うといふこと、これが物品の本来の用途に即した使用であることは間違ひありませんけれども、國以外のものに貸し付けて使わせるといふことが、その物品を國において保有しておる理由であるといふたような物品につきましては、そういう物品の広義における運用といふものを計画的に遂行したい、こういう意味で、この法律案におきましては、供用計画というやうなものを立て、あるいは供用の基準といふたやうなものを考へておるわけではございませうけれども、その場合、國の内部において使用する、これだけを「供用」とし

て、それだけを計画化すればよろしいということであるならば、この「供用」という言葉の定義も非常に簡単な、これは現在各省大臣が定めておられます。この物品取扱規程というようなものに、「供用」という言葉は多数使われており、また実務上も熟した言葉でございますが、それだけの狭義の意味において使うならば、その物品の國家目的全体からするその効率的な、また計画的な使用というものが達成すること

○説明員(荒井勇君) その点、供用といふことは文字通りに解釈いたしますと、用に使するといふこととであり、その場合における用といふのは、國の所有または保管にかかるといふことは、國の所有から、國がどういふ仕事をやりたいといふために持つておる動産であり、物品である。それをことさらに「國の事務又は事業の目的に従ひ」とあるいは「用途に応じて」といふことを書かなければ、國の内部で使用するといふこととがどういふ……、それ以外の非常必要ない目的のために使うといふことは、そもそも考えられないではないかといふこととでございませうけれども、この法律がねらいとしておることは、やはりその本来の正当な使用といふことを目的としておるものでありますし、特に処分に至りましては、國の事務また

○説明員(荒井勇君) それは物品の管理に關する基本法としましてはあり得べからざるものである。それは物品は何のために國が使うかといへば、國の行政目的を達成するために使うのであるという意味で、その点は青木先生の

○説明員(荒井勇君) その点は、物品を國の内部において使用するといふことと、このやうな目的に従ひました使用といふことは、この法律上の供用であるといふ点はやはり明確にする必要があるのではないかと、こう考えます。それ以外の使用といふことは、この法律としても観念しないといふ意味が若干あるかと思ひます。

○説明員(荒井勇君) それは法律観念ですけれども、こういう國の使用において、用途に応じて「事業の目的に従ひ」といふ使用があるかないかといふことが一つの問題なんです。私は処分について認めるのです、その二つがあることを。その前者についてそういう観念があるのかないかといふことを伺つて

○説明員(荒井勇君) その点、供用といふことは文字通りに解釈いたしますと、用に使するといふこととであり、その場合における用といふのは、國の所有または保管にかかるといふことは、國の所有から、國がどういふ仕事をやりたいといふために持つておる動産であり、物品である。それをことさらに「國の事務又は事業の目的に従ひ」とあるいは「用途に応じて」といふことを書かなければ、國の内部で使用するといふこととがどういふ……、それ以外の非常必要ない目的のために使うといふことは、そもそも考えられないではないかといふこととでございませうけれども、この法律がねらいとしておることは、やはりその本来の正当な使用といふことを目的としておるものでありますし、特に処分に至りましては、國の事務また

○説明員(荒井勇君) それは物品の管理に關する基本法としましてはあり得べからざるものである。それは物品は何のために國が使うかといへば、國の行政目的を達成するために使うのであるという意味で、その点は青木先生の

○説明員(荒井勇君) それは物品の管理に關する基本法としましてはあり得べからざるものである。それは物品は何のために國が使うかといへば、國の行政目的を達成するために使うのであるという意味で、その点は青木先生の

○説明員(荒井勇君) その点は、物品を國の内部において使用するといふことと、このやうな目的に従ひました使用といふことは、この法律上の供用であるといふ点はやはり明確にする必要があるのではないかと、こう考えます。それ以外の使用といふことは、この法律としても観念しないといふ意味が若干あるかと思ひます。

○説明員(荒井勇君) それは法律観念ですけれども、こういう國の使用において、用途に応じて「事業の目的に従ひ」といふ使用があるかないかといふことが一つの問題なんです。私は処分について認めるのです、その二つがあることを。その前者についてそういう観念があるのかないかといふことを伺つて

○説明員(荒井勇君) その点、供用といふことは文字通りに解釈いたしますと、用に使するといふこととであり、その場合における用といふのは、國の所有または保管にかかるといふことは、國の所有から、國がどういふ仕事をやりたいといふために持つておる動産であり、物品である。それをことさらに「國の事務又は事業の目的に従ひ」とあるいは「用途に応じて」といふことを書かなければ、國の内部で使用するといふこととがどういふ……、それ以外の非常必要ない目的のために使うといふことは、そもそも考えられないではないかといふこととでございませうけれども、この法律がねらいとしておることは、やはりその本来の正当な使用といふことを目的としておるものでありますし、特に処分に至りましては、國の事務また

○説明員(荒井勇君) それは物品の管理に關する基本法としましてはあり得べからざるものである。それは物品は何のために國が使うかといへば、國の行政目的を達成するために使うのであるという意味で、その点は青木先生の

○説明員(荒井勇君) それは物品の管理に關する基本法としましてはあり得べからざるものである。それは物品は何のために國が使うかといへば、國の行政目的を達成するために使うのであるという意味で、その点は青木先生の

○青木一男君　それはおそろく違法とか職務違反というような、乱用した場合になりましょ。それで私は觀念としては使用については二つない。なぜないかと言へば、もしあれば、第一条のどこかに供用でない使用がなくちゃならないのに、第一条にそういう分類がないからない、こういうふうに判断しているわけです。ただ処分という言

るところの当該職員に使用させるとい
うことが考えられる。その場合の国に
おいてといひましても、國は抽象的な
人格者でありますから、具体的にはこ
の法律案の第二章に規定しております
ところの「物品の管理の機關」とい
うものが、その行政目的を遂行する職員
に対して使用させるといふことに相な
らうかと思ひます。

管理機關というものが処分をするといふことにならうかと考えております。

○青木一男君　そうするとこの第二項の処分には事実行為は入らないのですか、廃棄処分の方は、事実行為は入らないのですか。

○説明員(荒井勇彦)　この点は、先ほども申し上げましたような、国の事務または事業の目的に従う処分というも

います。

○青木一男君 その場合にも第二項の処分も入るのですか。

○説明員(荒井勇君) その場合に借り入れ物品を借り入れることは取得という概念に入るといふことは、一番最初に御説明申し上げました通りでございますが、その借り入れ物品を返すといふことは、国の事務または事業の目的

動産というよりは觀念が今度また出てくるわけですね。供用、返すこと、つまり処分、すなわち返すことを意味するとして、返すことのために保管する動産というようにとにまたなる、觀念の混淆が出てくるのですがね。そこでやはり処分は第二項に入れたことも、第一項を規定する際にはやはり必ずしも予想してないということを考へ

その次の「処分する」ということが自動詞になっているというところでございますが、自動詞といいますが、させるといふ表現で書いていないということとでありますが、その場合に「国において」というのは、先ほども申し上げましたような、物品の管理機関というものが主体となって処分するということとでありまして、国の物品の管理機関といったしましては、その物品が不用になつたというふうな、その不用決定したような物品を売り払いあるいは廃棄するといったようなことは、物品管理機関が主体となつてやることでございします。そして物品管理機関の責任にかかわらないような、あるいは手元に関係のないようなおのずからなる減耗で

に從つゝ処分ではないかと、それはもう
國の行政事務が達成されたという時に
おきまして、それを國の占有からはず
すという行為でありますので、その借
りた物品を返すということと自体が國の
事務または事業の目的に從つゝ処分であ
るというふうには考えにくいのではな
いかと、こう思います。

○青木一男君 非常にむづかしいので
すね。その前半の、借りる方ときは
第二条へ入るし、返すときは入らな
い、とういふことになるのですか。や
はり一番初めの御説明の取得、処分と
いう言葉にちやうど該当するのは、物
を借りる、返すということが、これは
相對する言葉であるが、第二条の場合
は返す方は入らない、借りる方のこと

第五部 大藏委員會會議錄第十三号 昭和三十一年三月二十七日 【参議院】

れをさらに國以外のものに貸し付けて使うということが國の行政目的であるといったような物品を、そのような目的のために保管するということです。まあ返すということが直接に保管の契機になるというふうには必ずしも考えなくていいんではないかと、こう考えます。

○青木一男君 それから第十条を見て下さい。「物品管理官は、必要があるときは、政令で定めるところにより、その所属する各省各庁所属の職員に、物品の供用（処分に係る供用を除く。以下第二十条及び第二十一条において同じ。）に關する事務を委任することができる。」それでこの職員は供用官といふことが第二項にある。そうすると第二條の定義では、供用といふのは、「使用させ、又は処分する」二つを供用といふのを、第十条の一項、二項による供用官の任務からは、処分に

かかる供用は除いてゐる。半分しか供用官の任務として認められていないのですが、これはどうしてそういうことになるのですか。それじゃせっかく第二條で定義したものが、その半分しかしないのが供用官であるといふのは、どうしてそういうことになるのですか。

○説明員（荒井勇君） その点は法令の一般用語といたしまして、一つの定義があつたという場合には、その定義で初めから終りまで常に一貫しなければならぬといふことと、その場合における実定規定のいかんによりまして、その全部を適用するものとして用いなければならぬ場合と、特定の場

合にはその一部を限定して使わなければならないという場合といふいろいろあり得るわけでございます。この法律案におきましては、その物品管理官といふものは、従来の、これは大蔵省の方から説明があつたかと思ひますが、物品取扱主任といふものを明確な物品の管理機関として法定化するといふねらいを持っておりまして、その場合に、國の内部において使用させるという事務は比較的簡單である。ところが行政目的のために國が所有したまたは保管する動産といふものを、國以外のものに對して譲与するとかあるいは売り払

いをする、あるいは貸付をするといふことは、相當複雑な行政事務である。その複雑な行政事務、ある程度高い行政上の判断といふものを必要とするといふ事務は、物品管理官からその特定の事務の委任を受けた、この場合における物品供用官といふものにまかせるべきではなくて、物品管理官みづからそれを判断して行ふべきである。その

ような比較的高度の判断を要する管理行為の一種であるといふ意味におきまして、その第十條の物品の供用に關する事務を委任するといふ規定の中には、処分にかかわる供用といふものは、その実情から判断いたしました、供用官に委任することは妥当ではなからう、それは管理官のみからする判断で行う方が妥当であらうといふことを提案の際に考えましたので、そのようにいたしましたといふこととでございます。

○青木一男君 そうすると、この担当官が連うといふことも今聞きました。それから第十條の立法の方として、一体供用といふ言葉は普通使用させるとかするといふ觀念であつて、処分するといふことを供用といふ言葉で網羅するのは、常識からいへば非常な行

き過ぎの觀念である。しかるにもかかわらず、第二條の第二項でその使用と処分とを一括にして供用といふ觀念を作らなければいけないといふ積極的理由はどの辺にあるのですか。

○説明員（荒井勇君） この点は、この法律がねらいとしておりますことの一点として、國が所有し、または保管する動産といふものを全般につきまして計画的に、各物品の調達官あるいは物品の取扱官、主任といったものが個々ばらばらにその場所でものを、見、ものを処理するといふことではなくて、もう少し計画的な付与しようといふことがこの法律案のねらいの一つでございます。

その場合に國の内部において使用することだけを計画すれば、その國の外部に對して貸付、あるいは売り払いといふことは、全然從來通りで放任しておいてよいだらうかといふことです。これは會計検査院で実地検査をされました結果、いろいろなところで現われておりますように、その売り払いであるとか、あるいは貸付といふものもやはり適正化し、そしてそれを計画的に効率的に使用しめるといふ必要性があるのではないかと。まあそういう実情から、従来の各省大臣が定めております物品取扱規定というやうなもので觀念いたしておりますやうな供用といふ狭い意味の言葉では、この法律で言ひますと、第十四條に定めておりますやうな供用計画、あるいは第十九條に定めておりますやうな供用の原則といったやうな点につきましては、從來の狭い概念では不十分である。計画を立てるという場合には、貸付を目的とする物品であるならば、その貸付が適正に行われるかどうかといふことを担

保すべき計画というものがやはり國としては必要である。あるいはその物品を貸し付ける場合においても、予算上の目的といふものを離れない、すなわち國會でまかりました予算の執行といふことが最も適正に行われるようにといふ、分類の目的に従うといふことと、その第十四條で規定しておりますところの供用計画にきちんとのつとてやるという点は、國の内部において使用するものであらうと、また國の外部において貸付その他によりまして使用させるものであらうと、その軌を分つ理由はない。むしろそれは同じ供用計画なりあるいは供用の原則といふものの中に取り込んで觀念をするといふことが、物品の全体的な効率的使用といふことに資するのではないかといふことを考えました結果、その通常の觀念よりも若干ふくらんでおりますけれども、それは定義といふものはその法律における約束でございますして、まあそのやうな約束をしてこの法律では使うのだといふことで使つておる用例は多数あるわけでございます。そういうやうな実質的な目的が妥当であるかどうかといふことでこの規定は判断をすべきではないかと私も考えた次第でございます。

○青木一男君 私も多分第十四條との關係であるといふことは想像しておつたのです。それでこれはまあ別に修正案じゃないが、この第十四條で、「物品の取得及び供用に關する事項について計画」ここに統一性がなければいけないからといふ御趣旨の説明だつた、私もそうだと思つた。ところが「物品の取得、供用及び処分に關する事項について計画」といふ直せばけっこうい

くのであつて、むりやりに供用といふ新しい觀念で処分まで含ませる必要はないんじゃないか。「取得、供用及び処分に關する事項についての計画」、それを總合して供用計画と言ふことは差しつかえありませんが、第十四條に現に「取得及び供用に關する事項についての計画」とある。それならば「取得、供用及び処分に關する事項についての計画」と、こゝやられれば、もう一條、二條、今まで私が指摘した法律上の疑いは全部これはなくなる。してその觀念を違つた觀念と一緒にしないから、全部私は疑いはなくなると思ふ。この点はどういうふうにお考えですか。

○説明員（荒井勇君） 先ほど第十四條と十九條とを説明いたしました、ちよつと不十分でありますので、なお補足いたしますと、三條の分類の規定でありまして、その第一項におきまして「各省各庁の長は、その所管に屬する物品について、物品の適正な供用を図るため、供用の目的に従ひ、分類を設けるものとすべし」と、これは貸付を目的とする物品である、あるいは國の内部において使用する物品であるといふことと

くのであつて、むりやりに供用といふ新しい觀念で処分まで含ませる必要はないんじゃないか。「取得、供用及び処分に關する事項についての計画」、それを總合して供用計画と言ふことは差しつかえありませんが、第十四條に現に「取得及び供用に關する事項についての計画」とある。それならば「取得、供用及び処分に關する事項についての計画」と、こゝやられれば、もう一條、二條、今まで私が指摘した法律上の疑いは全部これはなくなる。してその觀念を違つた觀念と一緒にしないから、全部私は疑いはなくなると思ふ。この点はどういうふうにお考えですか。

○説明員（荒井勇君） 先ほど第十四條と十九條とを説明いたしました、ちよつと不十分でありますので、なお補足いたしますと、三條の分類の規定でありまして、その第一項におきまして「各省各庁の長は、その所管に屬する物品について、物品の適正な供用を図るため、供用の目的に従ひ、分類を設けるものとすべし」と、これは貸付を目的とする物品である、あるいは國の内部において使用する物品であるといふことと

くのであつて、むりやりに供用といふ新しい觀念で処分まで含ませる必要はないんじゃないか。「取得、供用及び処分に關する事項についての計画」、それを總合して供用計画と言ふことは差しつかえありませんが、第十四條に現に「取得及び供用に關する事項についての計画」とある。それならば「取得、供用及び処分に關する事項についての計画」と、こゝやられれば、もう一條、二條、今まで私が指摘した法律上の疑いは全部これはなくなる。してその觀念を違つた觀念と一緒にしないから、全部私は疑いはなくなると思ふ。この点はどういうふうにお考えですか。

○説明員（荒井勇君） 先ほど第十四條と十九條とを説明いたしました、ちよつと不十分でありますので、なお補足いたしますと、三條の分類の規定でありまして、その第一項におきまして「各省各庁の長は、その所管に屬する物品について、物品の適正な供用を図るため、供用の目的に従ひ、分類を設けるものとすべし」と、これは貸付を目的とする物品である、あるいは國の内部において使用する物品であるといふことと

○青木一男君　今さらおかしいとかおかしくないとか、これは見解の相違でありましょう。今の、行政目的のためにやる処分だけを入れなければならぬということとは、それはその通りでしょう。しかしそれはその規定にはつきりそのことを、第何条についてはそういう一定の処分に限ると書けば問題はない。それから第三条についても、必ずしも供用という一つの觀念、供用とい

舶、浮櫓、浮ドック、浮棧橋とその付
 属物、これが一体として国有財産とし
 て入りますので、それが国有財産でござ
 います。
 ○青柳秀夫君　たとえば米ですれ、
 あるいは森林の材木ですか、ああいう
 ものはこの規則との関係はどうなるの
 ですか。
 ○説明員（上林英男君）　食糧の扱って
 おります米とかそれから木材、林野庁

大事なんで、これが売り払いだ。こうなるときに、こつちの十四条を見ますと、その計画というものがただ取得と供用の計画だけを立てるというので、処分計画というものがない。これじゃいかにも、国有財産でも木材なんとい

す。従いまして、材木を売ります場合には、供用計画に従いまして、従って計画的に効率的に売られる、ということに相なるわけでございます。ただその場合、その材木が、本来の材木としての何といひますか、材木として

か、先ほどから御疑問がございますように、言葉の通常の語感と、それからここに使っております言葉が多少ズレがあるというところは、確かに御指摘の通りかとも存じますけれども、国の財政法、会計法と同じように、これは

公民館の職員補助、母子相談員の補助等がこれに属するのであります。

第二は奨励的の意味の補助金で、漸次その制度の普及に伴いまして補助率の低下を要すると思われざるもの、あるいはその事務または事業の内容が漸次地方的な、地方の受益者負担的色彩が強くなってきたため、補助率を少くしても、低下してもよいと思われる結果補助率を低減したものであります。たとえ精神衛生相談所の補助金等がこれに属するのであります。

第三には地方公共団体に対する補助金につきまして、その必要不可欠の分を除きまして、漸次整理するのが妥当ではないかとする意味合いから補助等を停止し、または補助率を低減したものであります。たとえば理科関係の教科書に関する補助金、地方鉄道軌道整備法等に関する法律による新線建設または老朽線の補助、日本開港銀行の外航船舶建造に対する利子補給がこれに属するのであります。

以上の意味から、昭和二十九年度から昭和三十一年度におきまして補助金等を整理したのであります。昭和三十一年度におきまして引き続きこの措置を講じて参りたいということで本法律案を提出したわけでございます。

なお特例法第六条の規定につきましては、同条の規定によりましてその施行を停止されております「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に関する法律」が、別途本国会に提案の「就学困難児童のための教科用図書の給与に対する国の補助に関する法律案」の成立に伴いまして廃止される場合におきましては、無期限停止規定は削除いたしまして、また特例法第九条

の規定につきましては、昭和三十一年度から本格的実施の予定されます春問題対策協議会等に伴いまして、性病診療所の国庫負担率を引き上げることとしまして、別途性病予防法等の一部を改正する法律案が本国会に提案されておりますので、同法案が成立いたしますときはこれまで削除されることとなりますので、これらの法律が成立いたしますれば、本法の対象法律は十六件となるわけであります。

以上、簡単にございますが、補足説明を終ります。

○委員長(岡崎眞一君) 質疑を行います。

○青柳秀夫君 この法律ができるまで、補助があまり多いから減らす、また非常にこまかい補助は地方でも受け入れがめんどうだというふうな御説明がありまして、それで根本には地方が困るようにはしないのだ。だから表面きこの補助金としては出なくても、交付金の方をそれだけ見て、地方でそれを処理するのには困るようにはしないというふうな御趣旨があったんであります。その点はどうかというふうになっておりますか。

○政府委員(宮川新一郎君) 御指摘の通り、補助金を廃止するにつきましては、必ずしも国がひもつきで補助金を出さなくとも、地方がもうすでにこの事業をやるべきである。地方財源を持ち出してやるべきであるという式のものに限りまして特例措置を講じております。従いまして補助金を廃止いたします場合には、その年度の地方財政計画を作成いたします際に、地方の財政事情をいたしまして、この分の事業でこれだけの金が必要ということとは、

地方の全体の財政計画を通して見まして、これに對しまして地方税その他の歳入と見合ひましてその不足分を国からの交付税でみるということにいたしております。で、一部、たとえば今回、先ほど補足説明いたしました性病予防法等につきましては若干地方の負担率が、経費の支出が減つて参つておるようなものもございますが、たとえば精神衛生関係とか、その他この補助金をやめましたことによりまして、地方の財源支出と申しますか、地方の財政支出が乏しいために事業が縮小したというふうな例はございません。

○青柳秀夫君 今の御答弁でわかつたんであります。私設鉄道のようなものは別として、これは補助がなくなれば当然どこからも出ないと思うのでありますけれども、ほかの県から町村にいて、それがまあいろいろ施設に出ているようなものは、その施設そのものをやめさせるのじゃないのだ。また補助というものがあまりばらばらいくと統一できない。今御答弁にありましたような趣旨でこれが成立しておつたと思ひますので、この項目を、先ほど二十二億だけが節約になったというのでは、私は觀念が違ふので、この補助金としては出なくても、国からは裏の方の、交付金の方で、しかるべく地方の方でめんどうみていただいていると、どういうふうに解釈しない、どうも法律で説明だけ聞いて、あと実際何もいかなかつたというふうにも困るわけなんでございまして、重ねてその点をお答え願つておきたいと思ひます。

○政府委員(宮川新一郎君) 御指摘の通りでございます。直接ひもつきの金で、国庫の歳出の節減になるのが二

十二億ばかりでございますけれども、別途その裏側におきまして、先ほど御説明いたしましたような関係で、地方の財政需要額と財政収入額との差額は国でめんどうをみるということにいたしておりますので、交付税という形でその財源措置を講じたい、かように考えております。

○委員長(岡崎眞一君) ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎眞一君) それでは速記をつけて下さい。

他に御質疑もなければ、本案の質疑は一応この程度にとどめます。

○委員長(岡崎眞一君) 次に特定物資納付金処理特別会計法案を議題として、事務当局より内容の説明を聴取いたします。

○政府委員(宮川新一郎君) 特定物資納付金処理特別会計法案の提案理由の説明につきまして、補足して御説明申し上げます。

提案理由の説明におきまして申し上げました通り、別途提出して御審議を願つております特定物資輸入臨時措置法案によりまして、バナナ、パイナップル、カン詰等、その輸入によりまして異常なる利益を生ぜしめられると認められる特定物資につきましては、その輸入のために外貨資金の割当を受け、その輸入のために得た利益を國に納付する義務を負ふことになりま

けようとするものであります。

この特別会計は、通商産業大臣が管理することになっております。ほか、おむね他の特別会計法の理念になつております。また外貨資金の割当を受けた者から國が寄附金を受ける場合は、その寄附金はその特別会計に受け入れ、予算科目上は納付金として処理することになります。なお昭和三十一年度におきましてこの特別会計が受け入れる納付金の予定額は約十六億円であります。その対象となりま

ます物資の輸入数量は、年間バナナが六十万トン、パイナップルカン詰十一万八千トン、時計約百二十万トンとなつております。そのうち産業投資特別会計へ十五億を繰り入れることを予定してあります。残り一億は予備費に使用する考えであります。

以上の通り、この法律案につきまして御説明申し上げました次第であります。簡単にございますが、これをもちて終ります。

○委員長(岡崎眞一君) 次に同法案の概要につきまして、通産当局より説明を聴取いたします。

○政府委員(板垣修君) 通産省よりこの実体法になります特定物資輸入臨時措置法案の概要について御説明申し上げます。

ただいま御説明がありました通り、この法律におきましては、特定物資といたしまして、特に不急不要と認められますけれども、通商協定その他の理由によりまして、ある程度は入れなければならぬ。しかし数量が制限されておりますために、どうしても需給に不均衡が生じて、その結果異常に利益が出るというふうなものを特定物資とい

たしまして、これから政令の定める方法によつて超過利潤を徴収しようという法律案になっております。この特定物資としてたゞいま予定いたしてありますものは、バナナ、パイナップル、カン詰、スジコ、臨時計、この四つをたゞいま予定いたしてあります。この特別輸入利益の納付及び納付の方法といひましては、特定物資の輸入につきましては、外貨資金の割当を受けた者は、特別輸入利益を一定の期日まで、国庫に納付しなければならぬということになっております。それから特定物資の輸入につきましては、外貨資金の割当を受ける者は、特別輸入利益の納付の保証といひまして担保を提供するということになっております。それから通商産業大臣は、特定物資の輸入につきましては、外貨資金の割当を行つて、特別輸入利益を適正かつ確実に納付させることができるようにその割当を行わなければならないというふうに規定をいたしております。

それから次に規定されておりますのは、特定物資輸入利益の納付義務の免除の規定でございます。やや技術的な問題でございますが、通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が、「外国の戦乱又は革命」のような不可抗力の事故によりまして、特別輸入利益の納付期限までに当該特定物資を輸入することができないと認めるときは、その特別輸入利益の納付義務を免除する規定を置いてあります。

それからその次は「担保の返還等」の規定でございますが、省略をいたします。

それから「特別輸入利益の返還」につきましての規定でございます。通商産業大臣は、特定物資の輸入について外貨資金の割当を受けた者が、特別輸入利益の納付をした後において、不可抗力の事故によりまして、輸入の承認の有効期間内に当該特定物資を輸入することができないと認めるときは、その納付した特別輸入利益を返還することができるといふことが規定してあります。

最後には、この有効期間は施行の日から三カ年という期限法になっております。

以上、簡単にございしますが、御説明申し上げます。

○委員長(岡崎眞一君) 質疑をお願いいたします。

○土田國太郎君 たいだいま特定物資を聞きそなたのでございしますが、バナナ、パイナップル、時計に何とかがございましたね。

○政府委員(板垣修君) 俗称スジコでございます。

○土田國太郎君 スジコって何です。

○政府委員(板垣修君) サケ、マスの卵でございます。

○土田國太郎君 あれは輸入ですか。

○政府委員(板垣修君) これはごく少量入っているのですが、利潤が出ますので入っております。

○土田國太郎君 それからこの四種類の輸入金額並びに各種類ごとの大体の利益金はわかりますか。参考資料に出ていますか。

○政府委員(宮川新一郎君) 輸入量は先ほど御説明申し上げましたように、バナナは六十万かございしますが、一かご当り納付金の予定は千八百十七

円七十銭でございます。総額十億九千六百十二万円見込んでおります。次にパイナップル、カン詰は年間輸入量は十一万八千七百六十四ケースと見込んでおります。一ケース当り納付金は千五百三十九円九十七銭と見込みまして、この関係で一億八千二百八十九万三千円を納付金として見込んでおります。次に時計でありまして、時計の輸入量は百二十万ドルでございますが、これに對しまして三五%の納付金をとることを予定いたしております。この関係で一億五千二百二十万円の納付があるものと見込んでおります。次にスジコにつきましては、年間輸入量十萬ドルでございます。納付金をこの四〇%とるものと見込みまして千四百四十万円でございまして、総額十四億三千九百十万余円になっておりますが、それに対して輸入時期のズレがございまして、四分の二を見込みまして、約十億八千万円を予定しております。さらに三十三年度割当をいたしたもので、三十一年度に繰り入れられるものといたしまして、バナナが二十五万八千かごで、一かご当りの納付金千七百円、その金額四億三千六百六十万円、パイナップル、カン詰が納付金の単価千四百六十二円に對しまして約六万六千円、合計五億二千三百四十一万六千円を繰り入れるものと見込みまして、先ほど申しましたように前の十億八千九百五十万と合せて数字が十六億二千七百五十万一千円でございまして、

○藤野繁雄君 昭和三十一年度のは、今御説明を聞いたのであります。第二十二回会に提出された資料によつて見ますという、バナナとパイナップル、カン詰で大体七億七千万円くらいに予定であつたのが、本年の計画ではその計画の倍以上の収入があるように今説明を聞いたのであります。よけいにとれることは幸ひであります。どういふ理由で前年度と三十一年度の予算とどういふ理由で急激の差があるのか、その差がある理由を承わりたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 差ができました原因は、昨年はいわゆる神戸にバナナを揚げます浜相場の見方を非常に保守的に見まして、四千五百円と見たのであります。ところが、今回の算定におきましてはこれを五千三百円という値段にしたのが、差が出た原因でございます。

○藤野繁雄君 これは新聞の記事であるから正確のこととはわかりませんが、新聞の記事によつて見ますという、三十三年度の下期の外貨予算による台湾産のバナナの三十万かごの輸入輸入の入れによつて見ますという、バナナの輸入で政府に納入されたと、その差益の金額が約十二億円で、政府が当初予定されておるといふ違つていふという話であるのであります。が、今お話しのようなことでこの差ができたのであるか、これをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 今までバナナの行政措置による差益徴収は、二十九年度に一回やつたわけでございますが、その際は納入価額をきめて、いわゆる定額徴収をやつたわけでございます。従つて千七百円、ところがその後、昨年の、三十年度にやりましたのは、定額徴収をやらずに、入札制度をとりましたために、実はたゞいま御指摘の通り、政府が予想したよりは非常に大きな金額が出るようになったわけでございます。結局十二億という大きな数字になりました。しかしながら、この入札制度は当時やむを得ざる事情のもとに臨時的にやつた措置でございます。輸入秩序に多少混乱を与へるような傾向がございまして、今後はこの入札制度はできる限りやめまして、やはり定額徴収に移つていきたいと思つております。

たいだいま申し上げましたように、三十三年度は実は予想以上の収入がございましたので、先ほど主計局長が御説明いたしました数字は、一応この法案を提出するときの予想数字でございまして、この行政措置による数字が多少出入が多くなつておりますので、あるいは若干先ほどの説明よりは本年度の納入金額はふえるものと考へております。

○藤野繁雄君 さっきの、今回の入札の三十万かごですが、三十万かごのうち日本側の業者に割り当てられたのが七七%であるというのであります。が、残りの二三%はどうされる考へであるか、それをお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 残りの二三%は華商側に割り当てることになっております。中国大使館との協定になっております。中国大使館との協定になっております。日本側の方でやりまして入札額の平均をとりました割り当てというところになっております。

○藤野繁雄君 次にパイナップル、カン詰のその後の状況をお伺ひしたいと思ひますが、バナナと同様であるかどうか。

○政府委員(板垣修君) パイナップル

カン詰につきましては、バナナの入札制度と違ひまして、定額制で徴収をしております。CIFの四八%をここでは徴収しております。

○藤野繁雄君 特定物資輸入臨時措置法の第二条によつて見れば、特別輸入利益金の算定の方法が書いてあるのではありませんが、この算定に、「輸入価額に適正な利潤及び諸掛の額を加えた額」と国内販売価額との差額」と、こういうふうなことになるのであります。

○説明員(日比野健児君) 御指摘のようには、バナナの国内販売価額というものは統制してありませんので、自然の需給関係その他でまわつてくるわけでありまして、大体の目安といつたしましては、神戸の浜に船が着きますたびに浜相場というものが立ちますので、それをとりまして——その平均をとるか、また安いものをとるか、高いものをとるか——とこれは違ひますが、そのときの情勢に応じて、浜価格を基準にして国内価額がきまる、こういうわけでありまして、そのあと卸、小売の段階になります。それぞれ自由な関係で価額がきまる、こういう状況になっております。

○政府委員(板垣修君) 係より……

○説明員(日比野健児君) ただいま御質問の適正利潤、それから諸掛というのと、国内販売価額はこういうふうな構想かという御質問であります。が、この法案の建前におきましては、外貨を申請する者からその見積りを自分の方で立てまして、これだけ納めなすという申請に基づきまして額をきめる、こういう構想になっております。今何かが適正か、また諸掛が幾らになるかという見当は、正確なものを持っておりませんが、大体バナナの出荷価額につきましては七ドル五十五セントというのが大体向うの今のきまつた価額になっております。それに輸入税が二〇%、それから輸入関係諸掛りとして百四十五円八十五銭、それから口銭を三%としますと、輸入総原価が三千四百八円三十銭、これは一応予算の算定の基礎でありまして、実際の場合にいろいろなことでいくかどうかはそのときの情勢に応じてきまつてくると思ひます。

○藤野繁雄君 それに国内販売価額というものは、寡少物資だから自由にきめられるような気がするのです。それで国内販売価額をどうやってきめるか、この点なんです。

○説明員(日比野健児君) 御指摘のようには、バナナの国内販売価額というものは統制してありませんので、自然の需給関係その他でまわつてくるわけでありまして、大体の目安といつたしましては、神戸の浜に船が着きますたびに浜相場というものが立ちますので、それをとりまして——その平均をとるか、また安いものをとるか、高いものをとるか——とこれは違ひますが、そのときの情勢に応じて、浜価格を基準にして国内価額がきまる、こういうわけでありまして、そのあと卸、小売の段階になります。それぞれ自由な関係で価額がきまる、こういう状況になっております。

○藤野繁雄君 バナナですね、バナナは中央卸売市場を経由して取り扱ふのであるか、あるいはそういうふうなところは経路をきめて取り扱ふのであるか。

○説明員(日比野健児君) バナナの中央卸売市場所在地と申しますか、中央卸売市場に搬入して取引する場合に、中央卸売市場の取引方法によりまして、卸売仲買、小売の段階を通じて取引するようになっていることは、農林省の方からそれぞれの中央卸売市場長に通達が行つておまして、必ずそういう段階を通過するように指導することになっております。

○岡三郎君 この特殊物資についての外貨割当をする基準、そういうものの

があると思ひますが、それについてちよつとお話を承りたいと思ひます。バナナ、パイ、カンその他二種目の。

○政府委員(板垣修君) バナナにつきましては、御承知のように国民政府との協定によりまして、年間四百五十万ドルを入れることになっております。が、この輸入発表をやります際に、われわれといつたしましては、この関係業者として邦人側と華商側がございますので、この問題につきまして中国大使館側と協定がございまして、二三%を華商側、七三%を日本側ということになっております。これに對しまして従来は輸入実績を主としてこれに割当することになっております。それからパイナップルのカン詰につきましては、九五%を輸入実績者、残りの五%をアウト・サイダーに割当てることになっております。それから腕時計につきましては輸入実績、それからスジコにつきましては輸入実績というよりな割当方針になっております。

○岡三郎君 そうすると一つ資料をもらいたいのですが、三年程度でいいのですが、いつから始めておるか、今わからぬのですが、最近における輸入実績という話があったわけですから、外貨の割当を受けた団体ですね、その数量というのですか、金額ですね、それを一つ一覽表にして出してもらいたいのと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 輸入業者の割当でございますか。

○岡三郎君 輸入業者、それからそれの数量ですね、それを最近三カ年ぐらゐを一つ……

○説明員(日比野健児君) 二十九年の上期まではバナナ、パイ、カンの場合

はリンクに使つておりましたが、それ以後は外貨をジェットロに割り当てまして、スジコとか時計は違ひますが、一括割り当てまして、そこから実務代行者にジェットロがそれについて割り振りをし、今度のようなバナナについてはいろいろな方式が違つております。

○岡三郎君 ですからその実務代行者というもので、結局ジェットロが受けて、そのジェットロが実務代行者にそれを割り振りをしておると思ひます。それから、その割り振りの状態を、二十九年以降でいいのですが、それを一つ資料にして出してもらいたい。

それからここは大体資料が提出されておるわけですが、大体政府の方で今一回吸い上げるいわゆる利潤ですね。利潤の一部分を別の法案で吸い上げたものを特別会計に入れるという、こういう法案ですから、実際問題として、大体六十万が輸入した場合に、千八百七十七円七十銭ですが、一かごについて、これはどういふ基準でこれを出したのかね。いわゆるその差益金を出した計算基準といふのですか、それを一つ資料として出して願ひたいと思ひます。

○政府委員(板垣修君) 承知しました。

○岡三郎君 私は大体それが出たならば、これについて御質問申し上げたいと思ひますが、その前に一応台湾政権との関係で協定ができて、まあ一定金額を輸入するということになっておるようですが、実際問題として、日本は有名なくだもの生産国であるところ、バナナを特に入れなければならぬという理由がないのだが、台湾に相当のものを売らなければならぬという理由からどういったものを入れて

おると思ひますが、将来バナナにかわるほかのものがないですか、台湾から。

○政府委員(板垣修君) 御指摘の通り、バナナはどちらかといひますと、不急不要物資というふうな考えられますが、国民政府との貿易規模が漸次大きくなつて参りまして、できる限り米であるとかあるいは砂糖であるとか、こういう必需物資を入れたいわけでありまして、それでも十分でなく、たまたま国民政府側においても、バナナは重要な特産物でありますので、ぜひ買つてほしいという要請が年来ありまして、従つて日本側としましては、四百五十万ドルという金額に限り、そのかわりその見返りに台湾側は日本の雜貨、農産物を買ふという協定になつて進んでおるわけでございます。私どもとしては、もちろんバナナ以外のものと重要な物資をできる限り今後入れていきたいというふうに考へております。

○岡三郎君 それで今年この五種類にしたわけはどういうことなんでしょうか、これはどこで検討されたのですか。

○政府委員(板垣修君) いわゆる超過利潤を生ずるような物資で、現在いろいろな通商協定等で外国から入れております品物はいろいろあるわけでございますが、そういうたそれそれみな特殊利益をとるには不適當だといふものもございまして、それは現行輸入制度で、特別外貨資金制度で入れておりますものは、それですでに超過利潤を吸収しておるものがございますので、それ以外の物資のうちで、現在の段階でいろいろな措置で超過利潤をとるに適當な物資というのが四つになつて

たわけでございます。それを通産省で検討した結果そういうふうになったのであります。しかしながら、今後、もしそれに該当するような物資が出て参りましたならば、それに入れていきたいと思ひます。

○岡三郎君 最後ですが、ジェトロに外貨を一括割り当てるといふことは、どういふ理由からですか。

○政府委員(板垣修君) これは実は昨年、御承知のように、この法律を国会に御提案したわけでありましたが、それは審議未了になりましたが、それ以前にやはりこの法律案の趣旨で差益を徴収するといふことも考えておりましたが、まだ法律も成立はしておりませんが、しかしながら、一方特殊利潤を放置することは社会事情からおもしろくないといふので、法律がでます前の臨時的な措置として、やむを得ず、業界とも話し合ひをいたしまして、行政措置としてこの差益徴収をするといふことになった次第であります。その際便宜上の措置といたしまして、最も政府の監督しやすいジェトロで一括割当をして、ジェトロから実際に輸入業者に実務を委託して徴収するといふ、一種の便宜的制度を考えただけであります。今後はこういうことはありませぬ。政府が直接差益を徴収することになります。

○岡三郎君 今後は直接差益を徴収するといふこと、このジェトロに対して割り当てるということから、どの程度の利益が入るのですか、ジェトロに。

○政府委員(板垣修君) ジェトロには全然利益がございません。手数料だけは払っておりますが、利益は全然ありません。

○岡三郎君 手数料はどこから払うのですか。

○政府委員(板垣修君) 差益徴収の中から政府が払うのです。

○岡三郎君 ジェトロの機構といふですか、ジェトロに關してこの前たしか官房長に決算委員会でお願ひしたことがあるのですが、その後出てこないのです。官房長に聞いてもらえばわかると思ひますが、ジェトロの機構並びに今までの手数料といふのですか、その手数料の使用した内訳といふのですか、そういったものについて一つの資料をお出し願ひしたいと思ひます。それだけです。

○委員(岡崎眞一君) ほかに御質疑がなければ、本案の質疑は一応この程度にとどめます。

○委員(岡崎眞一君) 速記つけて下さい。次に国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案を議題といたします。

○委員(岡崎眞一君) 速記つけて下さい。次に国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案を議題といたします。

○委員(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。次に国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案を議題といたします。

○委員(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。次に国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案を議題といたします。

○委員(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。次に国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案を議題といたします。

○委員(岡崎眞一君) 速記をつけて下さい。次に国際金融公社への加盟に伴う措置に關する法律案を議題といたします。

ります。第二条では、この国際金融公社が保有することあるべき円といふものは、日本銀行の中に勘定を開きまして、そこに置くのだ、こういう規定を書いたのでございます。

この規定は非常に簡単でございますけれども、この裏づけになります協定がございまして、それは国際金融公社協定となっております。この協定は、お手元にすでに見上げてあると思ひますけれども、目下衆議院の外務委員会で御審議願ひしております。

この協定を御説明申し上げなければ、公社の実体はちよつとわかりにくいことになっておりますから、これを御説明いたしたいと思ひます。なお、この公社に入りますにつきまして要します出資額につきましては、先づ三十年度予算の補正の際にお認め願ひまして、予算上の措置はとれておるわけでございます。

国際金融公社といふものに入るにつきましては、ここで御審議願ひ法律を御協賛願ひしますとともに、この協定を御協賛願ひし、すでに御承認を得ました予算を使つて入る、こういう次第でございます。

それで国際金融公社協定でございますが、この協定は、お手元に資料をお持ちだと存じますが、各国に對しまして世界銀行が回して参りました案といふものを訳してお返ししてございまして、全条九条といふことになっております。この協定の成立の経緯をまず申し上げなければならぬかと思ひますが、この国際金融公社といふふうな国際金融機関が必要であるといふふうに考えられまして、昭和二十六年でございます。

すでに國際的な投資のための機関といふことは、御承知の、略称しまして世界銀行と申しております。國際復興開發銀行がございまして、この國際復興開發銀行と申しますのは、協定の規定上から申しまして、その活動に制約が課せられておるといふことになっております。その制約と申しますのは、融資します際には、加盟國の政府に融資するか、政府の保証を求めて後融資するといふふうな条件がつけられております。それではどうも手の届きかねるところがある。従つて政府の保証なしに投融資をし得る機関が必要であらうといふことから、國際金融公社といふものの検討を始めたわけでございます。

この検討は昭和二十六年ごろから國際機関でいろいろ行われて参つたのでございまして、まず第一には、そのころ、アメリカにおきまして國際開發諮問委員會といふのがございまして、これが取り上げまして、この設置を考へる必要ありといふ結論を出しまして、世界銀行にその研究を要請いたしました。世界銀行はその後三回ぐらゐ報告書を作りまして、國際連合に對しましてこれを提出しておつたわけでございます。昭和二十九年になりましたが、機が熟して参りまして、アメリカが公社に出資をするという態度を正式に表明いたしました。それから案は非常に具体化して参りました。國連の第九回總會といふのが二十九年にございまして、ときに、決議が行われまして、翌三十年の四月に正式に協定案といふものが採択になりました。關係の國にこれが回されたといふことになっております。この協定案に關係いたしまして、世界銀行に加盟している國でなければならぬといふ制約がありますので、これは五十六カ國といふことになっております。日本もそれに入つておるのでございますから、協定案が回付されましたから承諾を求められるといふことになっております。この協定は、五十六カ國のうち少くとも三十カ國が加盟いたしまして、株式の引き受け総額が七千九百万ドル以上に達したときに効力を生ずるといふことになっておるわけでございます。三月一日現在のところでは、十四カ國が加盟に必要な手続を完了いたしまして、五千七百万ドルのところまで引き受け額がきまつておるといふ状態になっておるのでございます。わが國は、世界銀行の加盟國でありますので、公社の原加盟國となる資格を持っておるわけでございますが、その引き受けます資本の額は、世界銀行に對する出資の額で比例的に定められて、總額一億ドルの二百七十六万九千ドル、約十億圓といふことになっておる次第であります。

世界銀行におきまして総務及び理事といふのは公社の総務及び理事を兼任することができるとなつておりました。わが國の總務は大蔵大臣でありまして、理事は湯本理事がやつておりますが、それらの人が兼務で参画されることになつておる次第であります。

公社の仕事といひましては、先ほど申し上げました通りに、大体加盟國に對して融資をするといふことが原則でございますけれども、特に重点を置いておりますのは、低開發國の民間企業への投資でございます。加盟國の民間企業へ政府の保証なしに投資することによりまして、この公社の活動を通じて先進國の資本といふもの、技術と

ればならないといふ制約がありますので、これは五十六カ國といふことになっております。日本もそれに入つておるのでございますから、協定案が回付されましたから承諾を求められるといふことになっております。この協定は、五十六カ國のうち少くとも三十カ國が加盟いたしまして、株式の引き受け総額が七千九百万ドル以上に達したときに効力を生ずるといふことになっておるわけでございます。三月一日現在のところでは、十四カ國が加盟に必要な手続を完了いたしまして、五千七百万ドルのところまで引き受け額がきまつておるといふ状態になっておるのでございます。わが國は、世界銀行の加盟國でありますので、公社の原加盟國となる資格を持っておるわけでございますが、その引き受けます資本の額は、世界銀行に對する出資の額で比例的に定められて、總額一億ドルの二百七十六万九千ドル、約十億圓といふことになっておる次第であります。

いもののが後進国に導入されるという
ことを期待してあるわけでございます
が、わが国の場合においても、またわ
が国の資本では足りない部分について
相手国の資本も、また相手国における
民間資本もまた入るでありましようけ
れども、それでもまだ足りない分につ
きまして、このような公社の参加を求
めることによりまして資本進出がで
き、貿易もまた拡大し得るという利益
が考えられるわけでございます。

公社の協定は九条ございますが、第
一条は、ごらんいただきますように、
目的を掲げてあるわけでございます
で、今申し上げましたように、加盟
国、特に低開発地域における生産的民
間企業の成長を助長し、その経済開発
の促進を目的としてあるわけござい
ます。この投資がまず第一の目的でござ
います。また、さらにその第二号に書い
てございますように、投資の機会、國
内及び外國の民間資本、それと経験あ
る経営者とを結び合せるように努力す
る、こういうことになっておりまし
て、従来世銀がいろいろ各國の事情を
調査いたしまして、どういふふうな事
業がどの國では投資に最も適するか
というふうな資料を持っておりまし
が、こういうものを公社に付して活用
しようというこのほか、この投資に
適する事業があるというものをその國
並びにそれ以外の民間資本家に知らせ
まして、これによって資本の導入をは
かり、さらに経営ないしは生産の技術
を持ってある人をこれに結び合らすこ
とによって、低開発地域の産業を興そ
う、こういう情報交換の機関にもした
いというのがわが国の第二でございます
。さらにこういうことによりまして、

生産的投資へ民間の資本の導入が促進
されるようになるいろいろな条件を設定
するというのが目的でございます。

それから第二条は、加盟国となる資
格、それから資本構成というものをき
めてあるわけでございますが、この
公社は世界銀行の加盟国がこれに参加
することができるということになって
おりまして、世界銀行のいわば姉妹銀
行というふうな関係に立つものと考え
られてあるわけでございます。当初の
資本金額は、第二項に書いてあります
ように一億ドルということになってお
りまして、これを千ドルずつの十萬株
に分けるということになってあるわけ
でございます。そして各加盟国は世界
銀行への出資の比例によって公社への
出資を行うということになってあるわ
けでございます。

それから恐縮でございますが、少し飛
ばしまして、第三条は業務を規定して
あるわけでございますが、この規定
の仕方の特徴と申しますのは、生産的
な民間企業に対し資本を投下するとい
うことがまず原則になっております。
世銀が政府ないしは政府の保証によ
って投資をするというところが違うわ
けでございます。この第三条第一項の後
半にこの原則をモデファイいたしました
で、「その企業に政府その他の公の利
権が存在していることは、その企業へ
の公社の投資を必ずしも妨げるもの
ではない。」という項目がつけ加えられ
ておりますが、これは原則が生産的民間
企業ということになっておりますこと
ろが、東南アジア諸国を見ますとい
うと、社会主義的な計画を立てられて
いる國が大部分でございます。民間企
業のみということになりますという、

公社の東南アジアにおける活動範囲は
せまらうと思われれます。そこで民間
企業のみという原則を修正いたしまし
て、國がたとえ株の何割かを持って
おるといふ形、國と民間との合弁公社
の形で生産企業が興されるときに、
國が出資をしているからといって公社
は出資や融資を行なうてはいけな
いということにはしないということに
してあるわけでございます。特に東南ア
ジア地域の特殊事情を考慮して入れた規
定になっておると解しております。

業務のうちの特長の第二は、公社が
投融資を行います際に、株式資本への
投資の形をとってはならないとして
いることでございます。これは後進國に
おきましては民族意識がかなりはつき
りした形をとりつづつあるところ
を考慮に入れたもので、外國資本が後進
國の——この公社の投資先になる國の
企業を支配するといふふうな印象を与
えるのは避けなければならぬという
ところから、経営の支配を生ずるよ
うな株式資本への投資の形をとらない
という原則が定められてあるわけござ
います。従いましてこの公社の業務を
考えますときには、社債、貸付金その
他の形によって融資が行われると考
えている次第でございます。原則はその
ように株式資本への投資の形をとらな
いことになっておりますけれども、公
社はまた一方におきまして、自分の出
資金を採算のめどが立ったから民間
の方で肩がわりしたいという要求があ
りましたときには、これに肩がわりし
てもいい、そのことによつて公社の資金
の回転率を増そう、こういうふうに考
えておりますので、そういう肩がわり
をした際には、経営に参加できない形

をそのまま引き継がせるといふことは
必ずしも得策ではないと思われれます
で、転換社債というふうなものに公社
としては投資をして、公社から民
間企業家にかわりましたときに、これ
が株式になるというふうなことをや
うと考えておりますので、それが第二
項の融資の形式のうちに入れられて
あるわけでございます。

業務の第三項のところには、公社の
業務上の原則をうたつてあるわけ
でございますが、民間資本が十分に入
りだす場合には、あえてそれと競
争して入っていくことによつて民間事
業をディスカレッジしてはならない、こ
ういふことになっております。

なお二号のところでは、公社は、そ
の加盟國がその領域内のある企業への
融資に政府として反対します場合に
は、公社はその企業に融資をしては
ならない。政府と紛糾を起すようなこ
とを避けることを原則としてあるわけ
でございます。さらに第三号におきま
しては、公社が融資しました資金が、特
定の國の領域内で使われなければなら
ぬというふうなことも規定いたして
あります。第四号では公社が投資した企業
の経営の責任を負うことを否定して
おります。これは先ほど申し上げまし
た後進諸國における民族意識を考慮した
ものであります。その他第六号では、
資金の回転をはかるというものを規定
しております。第七号では危険の分散
をはかるというものを規定してあり
ます。

それから第四項におきましては、公
社は経営に参加しない形になってある
ものでございますから、投資先の会社
の経営がうまくいかない場合に、公社
の債権というものが保全されない事態
に陥るおそれがありますので、そのよ
うな場合には必要な措置をとることが
できるという規定を特にならした
で、これは経営に参加しないのだとい
う原則を強く打ち出したことの裏側の
規定でございます。

それから第五項におきまして、これ
は國際機關なるがゆえに公社の投融資
その他の活動につきまして為替管理法
の適用を排除されるものであろうか
という問題が起きますので、これは投資
を受ける國の意向に逆らわないために
為替管理法上の例外を求めるものでは
ないという規定を置いてあります。例
外を求めない意味におきまして、投資
先の國の経済状態をだんだんよくする
ことによつて、為替管理状態が一般に
緩和されることを期待してあるわけ
でございます。

第六項以下は省略させていただきます
して、第九項に「政治活動の禁止」の
条項を置いてあります。「公社及びそ
の役員は、加盟國の政治問題に干渉し
てはならず、また、決定をするに當
ては、關係加盟國の政治的性質によ
つて影響されはならない。その決定
は、經濟上の考慮のみに基づくことが
適切であり、これらの經濟上の考慮は、
この協定に掲げる目的を達成するた
め、公平に比較衡量を加えられなけ
ればならない。」ということになって
おります。これは國連關係の機關に
関する規定でございます。

第四項には組織及び運営が規定され
てあります。総務会が重要問題を審議
するということ、これは各國の大蔵大
臣ないしは中央銀行の總裁が当られ

る、それから理事會がその下にござい
ます。これは業務を運営することに
なっております。それから付属のい
る職員、議長、總裁及び職員の規定
でございます。なお世界銀行との関係
につきましては、これは世界銀行とは
別個のものであるということを規定し
ておりますのは第四条の六項でござい
ます。それ以下技術的な規定になりま
す。九項以下省略させていただきます
で、十二項に配当の規定があります。
第五条以下脱退、資格停止及び業務
停止の規定でございますので、省略さ
せていただきます。

第六条は、この公社の地位及び公社
に備えております者の特権等を書いて
ございます。国際的な機関におきま
すところの通例に大部分従つてござい
ますので、省略させていただきます。

第七条は改正の規定で、「総務の五
分の三の多数であつてその行使する
投票権が総投票権数の五分の四であ
るものによる表決をもつて改正する」と
いう改正の原則を定めております。
あとは解釈、効力発生の規定でござ
います。

はなはだ簡単でございますが、大
略……。

○委員長(岡崎眞一君) 本案の質疑は
後日に譲ることいたします。

○平林剛君 きょう私は専売事業に関
しての緊急質問を行おうと思つたし
て、大蔵大臣と売公社当局の責任者
を本委員会に出席するように要請した
わけであります。委員長からいろいろ御
手配をいただきましたけれども、いま
だにおいでにならぬ。大臣は三時に来
られるという話ですが、一時間半待ち

ました。私もほかにも質問がありま
したが、なるべく遠慮して待機してお
つた。結局、これは私の見解でありま
すけれども、当事者が本委員会に對する
出席を渋つておると私は思うのであり
ます。

今度の専売事業の中における職員の
賃金問題に關して紛争が起きておる。
せっかく調停案が出されたが、それが
なかなか解決できない。このために紛
争が長引いておるわけでありまして、
これは大蔵委員会としても収益専売の
建前から非常に重要な関心事であるは
ずであります。こういう意味で私は理
非を明らかにさせたかったのでありま
す。ところがここへ出て参りますとい
うと、今起きている紛争の原因は明ら
かに政府の方の筋が違つており、また
専売公社当局も非常に無氣力なために
紛争を起させているということが明ら
かになるので、私は察するに、このた
めいろいろの理由をつけて出席を回避
されていると思ふのであります。これ
はまことに私としても遺憾なことであ
りまして、大した理由もなく出席が
おくれしていることに對しては、一つ委員
長からも遺憾の意を表していただき
たいということを要望するわけであり
ます。特に私がそう言いますのは、今電
話をかけてみますという、組合と公
社との間における団体交渉は六時から
始まるということになっております。

出席できないという理由はないん
です。こういうことから見て、委員長か
ら一つそのことについての注意を与
えるようにお願いをしたい。

それからなおの問題については、「二
三日当局の態度がこのままであります
という」と長引きますから、次回にはぜ

ひ当面の責任者である大蔵大臣と、今
日お話をした専売公社の当局の責任者
をこの委員会に出席されるように御配
慮をお願いしたい、この点を一つお願い
いたしておきます。

○委員長(岡崎眞一君) ただいまの平
林委員からの御意見はごもっともで
ございますので、当委員会といたしまし
ても、また私といたしましても、大蔵
大臣並びに専売公社の最高責任者
に對して、当委員会に適當に出席を促すよ
うにいたします。

○岡三郎君 大体専売公社の方にい
る原因があるわけでも、出て来れ
んならば出て来れんとなぜ早々と言
えないのかということ、私はやはり一
言言つておきたいと思ふ。結局何のた
めにわれわれがあらじめ通告して、本
日のこの委員会において質疑をしよう
としてゐるか、その趣旨はわかつてい
ると思ふ。ですから本日急に出席して
くれと言つたのではないので、これ
は、だからさういふたやうなことで、
一つ次回からはあらじめ何時何分に
出るというふうなことを言つて、でき
ないときにはそのつどこういう事情で
ということを書いてもらふねと、審議
の方としても時間の都合で非常に困
るわけだ。委員長の言葉を信じて、来る
まで一つ国際金融公社のやつをや
うと、ずいぶんだらだらした——失礼
だが説明があつて、要をあまり得てい
ないと思うのも無理して聞いているわ
けだ。しかるにそれが終つてもまだ来
ぬというわけで、まことに残念であ
りますが、いろいろな事情があるうと、
やはり委員会を尊重して、来れないと
きはなお丁重に、ここに専売公社の
方の方も来ておりますが、丁重に取り

扱つてもらわなければ、これはやはり
遺憾の意を表する程度じゃなくして、
少し怒らざるを得ないと思ふ。だから
次回は確實に出席するようにこれはお
願いをしておきます。

○委員長(岡崎眞一君) 本日はこれ
をもって散会いたします。

午後四時三十八分散会

三月二十四日本委員会に左の案件を付
託された。

一、国の債権の管理等に関する法律
案

国の債権の管理等に関する法律案
国の債権の管理等に関する法律
目次
第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 債権の管理の機関(第五
条—第九条)
第三章 債権の管理の準則(第十
条—第二十三条)
第四章 債権の内容の変更、免除
等(第二十四条—第三十三条)
第五章 債権に関する契約等の内
容(第三十四条—第三十七条)
第六章 雑則(第三十八条—第四
十一条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、国の債権の管
理の適正を期するため、その管理
に關する事務の処理について必要
な機関及び手続を整へるとも
に、国の債権の内容の変更、免除
等に関する一般的基本法を設け、あ
わせて国の債権の発生原因とな
る契約に關し、その内容とすべき

基本的事項を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において「国の債
権」とは、「債権」とは、金銭の給
付を目的とする国の権利をいう。
2 この法律において「債権の管理
に關する事務」とは、国の債権に
ついて、債権者として行うべき保
全、取立、内容の変更及び消滅に
關する事務のうち次に掲げるもの
以外のものをいう。
一 国の利害に關係のある訴訟に
ついての法務大臣の権限等に関
する法律(昭和二十二年法律第
百九十四号)により法務大臣の
権限に屬する事項に關する事務
二 會計法(昭和二十二年法律第
三十五号)第四条の二に規定す
る歳入徴収官が行うべき事務
三 法令の規定により滞納処分を
執行する者が行うべき事務
四 弁済の受領に關する事務
五 金銭又は物品管理法(昭和三十
一年法律第 号)第三十五条
の規定により同法の規定を準用
する動産の保管に關する事務
3 この法律において「各省各庁」
とは、財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第二十一条に規定す
る各省各庁をいい、「各省各庁の
長」とは、同法第二十条第二項に
規定する各省各庁の長をいう。
(適用除外)
第三条 この法律は、次に掲げる債
権については、適用しない。た
だし、当該債権のうち政令で定める
ものについては、第三十九条及び
第四十条の規定を適用する。
一 罰金、料料、刑事追徴金、過

一、国の債権の管理等に関する法律
案

国の債権の管理等に関する法律案
国の債権の管理等に関する法律
目次
第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 債権の管理の機関(第五
条—第九条)
第三章 債権の管理の準則(第十
条—第二十三条)
第四章 債権の内容の変更、免除
等(第二十四条—第三十三条)
第五章 債権に関する契約等の内
容(第三十四条—第三十七条)
第六章 雑則(第三十八条—第四
十一条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、国の債権の管
理の適正を期するため、その管理
に關する事務の処理について必要
な機関及び手続を整へるとも
に、国の債権の内容の変更、免除
等に関する一般的基本法を設け、あ
わせて国の債権の発生原因とな
る契約に關し、その内容とすべき

一、国の債権の管理等に関する法律
案

基本的事項を定めるものとする。
(定義)
第二条 この法律において「国の債
権」とは、「債権」とは、金銭の給
付を目的とする国の権利をいう。
2 この法律において「債権の管理
に關する事務」とは、国の債権に
ついて、債権者として行うべき保
全、取立、内容の変更及び消滅に
關する事務のうち次に掲げるもの
以外のものをいう。
一 国の利害に關係のある訴訟に
ついての法務大臣の権限等に関
する法律(昭和二十二年法律第
百九十四号)により法務大臣の
権限に屬する事項に關する事務
二 會計法(昭和二十二年法律第
三十五号)第四条の二に規定す
る歳入徴収官が行うべき事務
三 法令の規定により滞納処分を
執行する者が行うべき事務
四 弁済の受領に關する事務
五 金銭又は物品管理法(昭和三十
一年法律第 号)第三十五条
の規定により同法の規定を準用
する動産の保管に關する事務
3 この法律において「各省各庁」
とは、財政法(昭和二十二年法律
第三十四号)第二十一条に規定す
る各省各庁をいい、「各省各庁の
長」とは、同法第二十条第二項に
規定する各省各庁の長をいう。
(適用除外)
第三条 この法律は、次に掲げる債
権については、適用しない。た
だし、当該債権のうち政令で定める
ものについては、第三十九条及び
第四十条の規定を適用する。
一 罰金、料料、刑事追徴金、過

一、国の債権の管理等に関する法律
案

国の債権の管理等に関する法律案
国の債権の管理等に関する法律
目次
第一章 総則(第一条—第四条)
第二章 債権の管理の機関(第五
条—第九条)
第三章 債権の管理の準則(第十
条—第二十三条)
第四章 債権の内容の変更、免除
等(第二十四条—第三十三条)
第五章 債権に関する契約等の内
容(第三十四条—第三十七条)
第六章 雑則(第三十八条—第四
十一条)
附則
第一章 総則
(趣旨)
第一条 この法律は、国の債権の管
理の適正を期するため、その管理
に關する事務の処理について必要
な機関及び手続を整へるとも
に、国の債権の内容の変更、免除
等に関する一般的基本法を設け、あ
わせて国の債権の発生原因とな
る契約に關し、その内容とすべき

一、国の債権の管理等に関する法律
案

返納金に係る債権が発生したことを知つたとき。

三 法令の規定に基き国のために契約をする者 当該契約に關して債権が発生し、又は國に帰属したことを知つたとき（前二号に該當する場合を除く。）

四 現金出納職員、物品管理法第八條若しくは第十一條の規定に基き物品の管理に關する事務を行う者（同法第十條若しくは第十一條の規定に基き当該物品の供用に關する事務を行う者があるときは、その者）又は國有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第九條第一項若しくは第三項の規定に基き國有財産に關する事務を行う者 その取扱に係る財産に關して債権が発生したことを知つたとき（前各号に該當する場合を除く。）

（納入の告知）

第十三條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、履行を請求するため、政令で定めるところにより、會計法第四條の二に規定する歳入徴収官（同條に規定する分任歳入徴収官を含むものとし、以下「歳入徴収官」という。）に対し、納入の告知をすべきことを請求しなければならない。ただし、歳入金に係る債権以外の債権については、みずから債務者に対して納入の告知をしなければならない。

2 歳入徴収官（會計法第四十八條の規定に基きその事務を行う者を含む。以下第二十三條において同じ。）は、前項の請求を受けたときは、遅滞なく、納入の告知をする

とともに、その旨を当該債権管理官に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、申告納付に係る債権その他の政令で定める債権については、適用しない。

（督促）

第十四條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、その全部又は一部が前條に規定する納入の告知で指定された期限（納入の告知を要しない債権については、履行期限）を経過してもなお履行されていない場合には、歳入徴収官に対し、履行の督促をすべきことを請求しなければならない。

2 前條第一項ただし書及び同條第二項の規定は、前項の督促について準用する。

（強制履行の請求等）

第十五條 債権管理官は、その所掌に屬する債権（國稅徵收又は國稅滯納処分の場合によつて徵收する債権その他政令で定める債権を除く。）で履行期限を経過したものについて、その全部又は一部が前條の規定による督促があつた後、相當の期間を経過してもなお履行されない場合には、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第二十一條第一項の措置をとる場合又は第二十四條第一項の規定により履行期限を延長する場合（他の法律の規定に基きこれらに準ずる措置をとる場合を含む。）その他各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定める特別の事情がある場合は、この限りでない。

一 担保の附されている債権（保証人の保証がある債権を含む。

以下同じ。）については、当該債権の内容に従ひ、その担保を処分し、若しくは法務大臣に対して競売その他の担保権の実行の手続をとることを求め、又は保証人に對し履行を請求すること。

二 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、法務大臣に對し、強制執行の手続をとることを求めること。

三 前二號に該當しない債権（第一號に該當する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、法務大臣に對し、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求することを求めること。

（履行期限の繰上）

第十六條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、第十三條の措置をとらなければならない。ただし、第二十四條第一項各号の一に該當する場合その他特に支障がある場合は、この限りでない。

（債権の申出）

第十七條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、次に掲げる理由が生じたことを知つた場合において、法令の規定により國が債権者として相當の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

一 債務者が強制執行を受けたこと。

二 債務者が租稅その他の公課に

ついて滯納処分を受けたこと。

三 債務者の財産について競売の開始があつたこと。

四 債務者が破産の宣告を受けたこと。

五 債務者である法人が解散した

こと。

六 債務者について相続の開始があつた場合において、相続人が限定承認をしたこと。

七 前三號に定める場合のほか、債務者の總財産についての清算が開始されたこと。

（その他の保全措置）

第十八條 債権管理官は、その所掌に屬する債権を保全するため、法令又は契約の定めるところに従ひ、債務者に対し、担保の提供若しくは保証人の保証を求め、又は必要に応じ増担保の提供若しくは保証人の変更その他担保の変更を求めなければならない。

2 債権管理官は、その所掌に屬する債権を保全するため必要があるときは、法務大臣に對し、仮差押又は仮処分の手続をとることを求めなければならない。

3 債権管理官は、その所掌に屬する債権を保全するため必要がある場合において、法令の規定により國が債権者として債務者に屬する權利を行うことができるときは、債務者に代位して当該權利を行うため必要な措置をとらなければならない。

4 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、債務者が國の利益を害する行為をしたことを知つた場合において、法令の規定によ

り國が債権者として当該行為の取消を求めることができるときは、遅滞なく、法務大臣に對し、その取消を裁判所に請求することを求めなければならない。

5 債権管理官は、その所掌に屬する債権が時効によつて消滅することとなるおそれがあるときは、時効を中断するため必要な措置をとらなければならない。

（担保の保全）

第十九條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について担保が提供されたときは、遅滞なく、担保権の設定について、登記、登録その他の第三者に對抗することができ

る要件を備えるため必要な措置をとらなければならない。

（担保及び証拠物件等の保存）

第二十條 債権管理官は、その所掌に屬する債権について、國が債権者として占有すべき金銭以外の担保物（債務者に屬する權利を代位して行うことにより受領する物を含む。以下この條において同じ。）及びもつぱら債権又は債権の担保に係る事項の立証に供すべき書類その他の物件を善良な管理者の注意をもつて、整備し、かつ、保存しなければならない。

2 前項の場合において、有価証券の取扱は、會計法及びこれに基く命令の定めるところによる。

3 第一項の場合において、担保物が物品管理法第三十五條の規定により同法の規定を準用する動産であるときは、同法第九條又は第十一條の規定に基き物品の保管に關する事務を行う者がこれを保管す

るものとし、同法第二十三条の出納命令は、債権管理官が行うものとする。

(徴収停止)

第二十一条 債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分）の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適当であると認められるときは、政令で定めるところにより、以後当該債権について、保全及び取立に關する事務（前条に規定するものを除く。）をすることを要しないものとして整理することができる。

一 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込が全くなく、かつ、差し押さへることができない財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について次号に掲げる事情がない場合を除く。）
二 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さへることができない財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められる場合その他これに類する政令で定める場合
三 債権金額が少額で、取立に要する費用に満たないと認められる場合

2 債権管理官は、前項の措置をとつた後、事情の変更等によりその措置を維持することが不適当とな

つたことを知つたときは、直ちに、その措置を取りやめなければならない。

(相殺等)

第二十二条 債権管理官は、その所掌に属する債権について、法令の規定により当該債権と相殺し、又はこれに充当することができる国の債権があることを知つたときは、直ちに、当該債権に係る支払事務担当職員（会計法第二十四条に規定する支出官その他の法令の規定により国の支払事務を行う者をいう。以下同じ。）に対し、相殺又は充当をすべきことを請求しなければならない。

2 支払事務担当職員は、その所掌に属する支払金に係る債務について、前項の請求があつたときその他法令の規定により当該債務と相殺し、又はこれを充当することができる国の債権があることを知つたときは、政令で定める場合を除き、遅滞なく、相殺又は充当をすることとし、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

3 債権管理官は、前項の通知を受けた場合を除き、その所掌に属する債権と国の債務との間に相殺が行われたことを知つたときは、直ちに、その旨を当該債権に係る支払事務担当職員に通知しなければならない。

(消滅に關する通知)

第二十三条 歳入徴収官、法令の規定に基づき国のために弁済の受領をする者及び第十二条第一号に掲げる者は、政令で定めるところによ

り、その職務上債権が消滅したことを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該債権に係る債権管理官に通知しなければならない。

第四章 債権の内容の変更、免除等

(履行延期の特約等をするところができる場合)

第二十四条 債権管理官は、その所掌に属する債権（国税徴収又は国税滞納処分）の例によつて徴収する債権その他政令で定める債権を除く。について、他の法律に基く場合のほか、次の各号の一に該当する場合に限り、政令で定めるところにより、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができ

る。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。
一 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
二 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。

三 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。

四 契約に基く債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、所定の履行期限によること

が公益上著しい支障を及ぼすこととなるおそれがあるとき。

五 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について

債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。

六 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付を行つた場合において、当該第三者に対する貸付金に關し、第一号から第四号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

2 債権管理官は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分（以下「履行延期の特約等」という。）をすることができ、この場合において、既に発生した延滞金（履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金をいう。以下同じ。）に係る債権は、徴収すべきものとす

る。債権管理官は、その所掌に属する債権で分割して弁済せしめらるるものにつき履行延期の特約等をする場合において、特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該履行期限後に弁済することとなつてい

る金額に係る履行期限をもあわせて延長することとすることができる。（履行期限を延長する期間）

第二十五条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、履行期限（履行期限後に履行延期の特約をする場合には、当該履行延期の特約等をする日）から五年（前

条第一項第一号又は第六号に該当する場合においては、十年）以内において、その延長に係る履行期限を定めなければならない。ただし、さらに履行延期の特約等をすることを妨げない。

(履行延期の特約等に係る措置)

第二十六条 債権管理官は、その所掌に属する債権について履行延期の特約等をする場合には、政令で定めるところにより、担保を提供させ、かつ、利息を附するものとする。ただし、第二十四条第一項第一号に該当する場合、当該債権が第三十三条第三項に規定する債権に該当する場合その他政令で定める場合には、政令で定めるところにより、担保の提供を免除し、又は利息を附さないことができる。

2 債権管理官は、その所掌に属する債権（債務名義のあるものを除く。）について履行延期の特約等をする場合には、政令で定める場合を除き、当該債権について債務名義を取得するため必要な措置をとらなければならない。

(履行延期の特約等に附する条件)
第二十七条 債権管理官は、履行延期の特約等をする場合には、次に掲げる趣旨の条件を附するものとする。

一 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に

開して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

二 次の場合には、当該債権の全部又は一部について、当該延長に係る履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が国の不利益にその財産を隠し、そこない、若しくは処分したとき、若しくはこれらのおそれがあると認められるとき、又は虚偽に債務を負担する行為をしたとき。

ロ 当該債権の金額を分割して履行期限を延長する場合において、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたとき。

ハ 第十七条各号の一に掲げる理由が生じたとき。

ニ 債務者が第一号の条件その他の当該履行期限の特約等に附された条件に従わないとき。

ホ その他債務者の資力の状況その他の事情の変化により当該延長に係る履行期限によることが不適当となつたと認められるとき。

(履行期限の特約等に代る和解)

第二十八条 債権管理官は、前四条の規定により履行期限の特約等をしよとする場合において、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第三百五十六条の和解によることを相当と認めるときは、法務大臣に対し、その手続をとることを求めるものとする。

(市場金利の低下による利率の引

下)

第二十九条 債権管理官はその所掌に属する貸付金に係る債権その他の契約に基く債権に係る利息（延滞金を含む）で、その利率（延滞金の計算の基準となつてゐる割合を含む。以下この条において同じ。）が一般金融市場における金利に即して定められたものについて、当該金利が低下したことに伴ひ、その利率を維持することが不適当となつたときは、これを是正するため必要な限度において、その利率を引き下げる特約をすることができ。

(更生計画案等についての同意)

第三十条 法務大臣は、国の債権について、破産法（大正十一年法律第七十一号）若しくは和議法（大正十一年法律第七十二号）の規定により債権者集会において申立のあつた強制和議若しくは和議の条件又は会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の規定により関係人集会の決議に附された更生計画案若しくは変更計画案がこれらの法律の規定に違反しないものである、かつ、その内容が債務者が遂行することができ範囲内において国の不利益を最少限度にするように定められてゐると認められる場合に限り、これに同意することができる。

(和解等)

第三十一条 法務大臣は、国の債権について、この法律その他の法令の規定により認められた内容によるほか、法律上の争がある場合において、その争を解決するため

やむを得ず、かつ、国にとつて当該債権の徴収上有利と認められる範囲内において、裁判上の和解（以下「和解」という。）をし、又は民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停（以下「調停」という。）に応ずることができ。ただし、債権の性質がこれに適しない場合は、この限りでない。

(免除)

第三十二条 債権管理官は、債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行期限の特約等（和解又は調停によつてする履行期限の延長で当該履行期限の特約等に準ずるものを含む。以下この条において同じ。）をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行期限の特約等をした場合は、最初に履行期限の特約等をした日）から十年を経過した後に、なお債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができるとなる見込がないと認められる場合には、当該債権並びにこれに係る延滞金及び利息を免除することができ。

2 前項の規定は、第二十四条第一項第六号に掲げる理由により履行期限の特約等をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基いて当該履行期限の特約等をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三号に對する貸付金について免除をすることを条件としなければならない。

3 債権管理官は、履行期限の特約等をした債権につき延滞利息（第二十六条第一項本文の規定による利息をいう。以下同じ。）を附した場合において、債務者が当該債権の金額の全部に相当する金額をその延長された履行期限内に弁済したときは、当該債権及び延滞利息については、債務者の資力の状況によりやむを得ない事情があることを認められる場合に限り、当該延滞利息の全部又は一部に相当する金額を免除することができ。

(延滞金に関する特則)

第三十三条 国の債権（利息を附することとなつてゐる債権及び特別の法律において延滞金に関する定めのある債権を除く。以下この条において同じ。）に係る延滞金は、履行期限内に弁済されなかつた当該債権の金額が千円未満である場合には、附さない。

2 国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合において、その時点で徴収した延滞金の額（その時点で徴収した金額を含む。以下この条において同じ。）が百円未満であるときは、当該延滞金の額に相当する金額を免除することができ。

3 国立学校の授業料に係る債権その他の政令で定める国の債権及びこれに係る延滞金については、弁済金額の合計額が当該債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合には、政令で定めるところにより、その時点で附

される延滞金の額に相当する金額の全部又は一部を免除することができる。

第五章 債権に関する契約等の内容

(債権に関する契約等の内容)

第三十四条 法令の規定に基き国のために契約その他の債権の発生に関する行為をするべき者（以下「契約等担当職員」という。）は、当該債権の内容を定めようとするときは、法律又はこれに基く命令で定められた事項を除くほか、債権の減免及び履行期限の延長に関する事項についての定をしてはならない。

第三十五条 契約等担当職員は、債権の発生の原因となる契約について、その内容を定めようとする場合には、契約書の作成を省略することができ、次に掲げる事項を定める場合を除き、次に掲げる事項についての定をしなければならない。ただし、当該事項について他の法令に規定がある場合は、その事項については、この限りでない。

一 債務者は、履行期限までに債務を履行しないときは、延滞金として一定の基準により計算した金額を国に納付しなければならないこと。

二 分割して弁済させることとなつてゐる債権について、債務者が分割された弁済金額についての履行を怠つたときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

三 担保の附されてゐる債権につ

いて、担保の価額が減少し、又は保証人を不適当とする事情が生じたときは、債務者は、國の請求に応じ、増担保の提供又は保証人の変更その他担保の変更をしなければならないこと。

四 当該債権の保全上必要があるときは、債務者又は保証人に対し、その業務又は資産の状況に關して、質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めること。

五 債務者が前号に掲げる事項についての定に従わないときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

第三十六条 前条の場合において、当該債権が國の貸付金（使途の特定しないものを除く。）に係るものであるときは、契約等担当職員は、同条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての定をするものとする。

一 債務者は、当該貸付金を他の使途に使用してはならないこと、又は当該貸付金を他の使途に使用する場合には、各省各庁の長（その委任を受けた者を含む。以下この条において同じ。）の承認を受けなければならないこと。

二 債務者は、当該貸付金の貸付の対象である事務又は事業（以下「貸付事業等」という。）に要する経費の配分その他貸付事業等の内容で、当該契約で特に定めるもの（以下単に「貸付事業等の内容」という。）の変更をする場合には、各

省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

三 債務者は、貸付事業等を中止し、又は廃止する場合又は、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

四 債務者は、貸付事業等が予定の期間内に完了しない場合又は貸付事業等の遂行が困難となつた場合には、すみやかに各省各庁の長に報告して、その指示に従わなければならないこと。

五 債務者は、貸付事業等により取得し、又は効用の増加した財産で、当該貸付の契約で定めるものを、当該契約で定める期間内に、貸付の目的に反して使用し、処分し、又は担保に供する場合（債務者がその債務の全部を履行した場合を除く。）には、各省各庁の長の承認を受けなければならないこと。

六 債務者は、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の遂行の状況に關し、各省各庁の長に報告しなければならないこと。

七 債務者は、貸付事業等が完了した場合（貸付事業等の廃止の承認を受けた場合を含む。）には、当該貸付の契約で定めるところにより、貸付事業等の成果を記載した実績報告を各省各庁の長に提出しなければならないこと。

八 債務者は、各省各庁の長により前号に規定する実績報告に係る貸付事業等の成果が当該貸付金の貸付の目的及び貸付事業等の内容に適合していないと認められた場合には、その指示に従わなければならないこと。

らないこと。

九 第四号又は前号に規定する指示による場合のほか、次に掲げる場合には、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができること。

イ 債務者が前各号に掲げる事項についての定に従わないとき。

ロ 債務者が当該貸付の契約で定める期間内に貸付金を貸付の目的に従つて使用しないとき。

ハ その他債務者が当該貸付の契約の定に従つて誠実に貸付事業等を遂行しないとき。

十 債務者は、第四号若しくは第八号に規定する指示により、又は前号の規定により履行期限を繰り上げられたときは、政令で定める金額の範囲内で、一定の基準により計算した金額を國に納付しなければならないこと。

十一 債務者は、國の貸付金をその財源の全部又は一部とし、かつ、当該貸付金の貸付の使途に従つて第三者に貸付金（使途の特定しないものを除く。）の貸付を行う場合には、当該貸付の契約において、第一号から第九号までに掲げる事項に準ずる定をしなければならないこと。

第三十七条 前二条の規定は、契約等担当職員が、これらの規定に定めるもののほか、必要な定をすることを妨げるものではない。

第六章 雜則

第三十八條 第五條の規定により債権の管理に關する事務の委任を受けた債権管理官は、次の各号に掲

げる場合には、あらかじめ、各省各庁の長の承認を受けなければならない。ただし、各省各庁の長が大蔵大臣と協議して定めた基準により当該各号に規定する行為をする場合は、この限りでない。

一 第二十一条第一項の措置をとる場合

二 履行延期の特約等をする場合

三 第二十九条の規定により利率を引き下げる特約をする場合

四 第三十二条の規定による免除をする場合

各省各庁の長は、前項各号に規定する行為をし、又は同項の承認をするときは、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

三 法務大臣は、第三十条の同意をするとき、第三十一条の規定により和解をし、若しくは調停に応ずるとき、又は和解若しくは調停によつて第一項第二号から第四号までに規定する行為に準ずる行為をするときは、あらかじめ、大蔵大臣の意見を求めなければならない。ただし、あらかじめ大蔵大臣と協議して定めた基準によつて行う場合は、この限りでない。

第三十九条 各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の毎年度末における現在額（政令で定める債権については、翌年度の四月三十日までで消滅した額を除く。）の報告書を作成し、翌年度の七月

三十一日までに、大蔵大臣に送付しなければならない。

（国会への報告等）

第四十条 大蔵大臣は、前条の報告書に基き、債権現在額總計算書を作成しなければならない。

二 内閣は、前項の債権現在額總計算書を前条の報告書とともに、翌年度の十一月三十日までに、會計検査院に送付しなければならない。

三 内閣は、第一項の債権現在額總計算書に基き、毎年度末における國の債権の現在額について、当該年度の歳入歳出決算の提出とともに、国会に報告しなければならない。

（政令への委任）

第四十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附則

一 この法律は、公布の日から起算して八月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

二 第三十九条及び第四十条の規定は、昭和三十三年度末以後における債権の現在額に關して適用する。

三 次に掲げる法律は、廃止する。

一 政府貸付金処理に關する法律（昭和十年法律第二十五号）

二 租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に關する法律（昭和二十六年法律第九十七号）

四 旧租税債権及び貸付金債権以外の國の債権の整理に關する法律の規定により、この法律の施行の際

現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権については、同法第六条の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

5 前項に規定する債権については、旧租税債権及び貸付金債権以外の国の債権の整理に関する法律の規定により定期貸債権又はすえ置貸債権とした日をこの法律の規定により履行延期の特約等をした日とみなして、第三十二条第一項の規定を適用する。

6 第四項に規定する債権その他の法律の施行の際現に各省各庁において管理している債権は、当該各省各庁の所掌事務に係る債権とみなして、この法律を適用する。

7 第十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現に存する国の債権で、この法律の施行前に発生し、又は既に帰属したもののについて準用する。

8 第三十三条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行前に弁済金額の合計額がこれらの規定に定める債権の金額の全部に相当する金額に達することとなつた場合にも、適用があるものとする。この場合において、同条第二項中「当該延滞金の額に相当する金額」とあるのは、「延滞金の額の全部に相当する金額」とする。

9 前項の規定は、既に弁済された金額に影響を及ぼすものと解してはならない。

10 この法律の施行前に発生し、又は既に帰属した債権については、政令でこの法律の特例を設けることができる。

11 会計法の一部を次のように改正する。

第三十三条中「各省各庁の長は、この下に「債権の担保として徴するものほか、」を加える。

12 国の援助等を必要とする帰国者に關する領事官の職務等に関する法律（昭和十八年法律第二百三十六号）の一部を次のように改正する。第二条第四項中「第一項」を第二項に改める。

第七條を削り、第八條を第七條とする。

13 第四項及び第五項の規定は、改正前の国の援助等を必要とする帰国者に關する領事官の職務等に関する法律第七條の規定により、この法律の施行の際現に定期貸債権又はすえ置貸債権とされている債権について準用する。

14 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四百四十四号）の一部を次のように改正する。

第四條第十七号の二の次に次の一号を加える。

十七の三 国の債権の管理に關する事務を總括すること。

第八條中第二十一号を第二十二号とし、第十七号から第二十号までを一號ずつ繰り下げ、第十六号の次に次の一号を加える。

十七 国の債権の管理に關する事務を總括すること。

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

接収貴金屬等の処理に関する法律案

（目的）

第一条 この法律は、連合國占領軍に接収された貴金屬等、その後連合國占領軍から政府に引き渡されたもの等について、公平適正かつ迅速に、返還その他の処理をすることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「貴金屬等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 金、銀、白金、ルテニウム、ロジウム、パラジウム、オスミウム、イリジウム、イリドスミン及びこれらの合金の地金及び製品

二 ダイヤモンドその他の寶石及び半貴石並びにこれらを用いた製品

三 前各号に掲げるものの容器及び附屬品

四 その他政令で定める物品

2 この法律で「接収」とは、本邦（政令で定める地域を除く）内で、連合國占領軍に属する権限ある軍人又は軍属が、貴金屬等を占有している者から、無償で、これを連合國占領軍の管理に移した行為をいう。

3 この法律で「保管貴金屬等」とは、次の各号に掲げるもので、この法律の施行の際現に大蔵大臣が他人のために管理しているものをいう。

一 接収された貴金屬等（接収の後に溶解されたものを含む。以下「接収されたもの」という。）

二 接収貴金屬等のうち連合國占領軍が処分したものの代償である金の地金及び預金（これに係る利息を含む。以下同じ。）

三 連合國占領軍から接収貴金屬等の引渡を受けた者が当該接収貴金屬等に代るべきものとして連合國占領軍に引き渡した金及び銀の地金

四 旧連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合國占領軍に対する引渡に関する法律（昭和二十三年法律第十九号。以下「代替貴金屬に関する法律」という。）第一条の規定により大蔵大臣が連合國占領軍に引き渡した金及び銀の地金（連合國占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二条の受益者に受け取られなかったものに代るべきものを除く。）

（他の法令との関係）

第三条 保管貴金屬等の返還その他の処理については、他の法令にかかわらず、この法律の定めるところによる。

（返還等の処理機関）

第四条 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、保管貴金屬等について返還その他の処理をするものとし、その処理が完了するまで、適正にこれを管理しなければならない。

（返還の請求）

第五条 その占有に係る貴金屬等を接収された者（以下「被接収者」という。）又はその相続人（被接収者

が法人である場合には、合併によりその法人の権利義務を承継した法人。以下同じ。）で、この法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けていないものは、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該接収貴金屬等について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他接収の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができ、

2 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合國占領軍に引き渡した者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、その種類、形状その他引渡の事実を明らかにした書面を提出して、返還の請求をすることができ、

3 被接収者又はその相続人でこの法律の施行前に接収貴金屬等の返還を受けたもののうち、代替貴金屬に關する法律第四条の規定により当該接収貴金屬等に代るべき金又は銀の地金を連合國占領軍に引き渡したものとみなされた者（その権利義務を承継した者を含む。）は、この法律の施行の日から起算して五月以内に限り、当該金又は銀の地金について、大蔵大臣に対し、代替貴金屬に關する法律第二条第三項の規定により通知された事項及び同条第一項の規定により国に納付した金額を記載した書面

を提出して、返還の請求をすることができるとがである。

4 接收貴金属等の所有者（当該接收貴金属等に係る被接收者又はその相続人である者を除く）は、被接收者又はその相続人が第一項の規定により当該接收貴金属等について返還の請求をしない場合には、この法律の施行の日から起算して七月以内に限り、当該接收貴金属等について、大蔵大臣に対し、同項に規定する書面を提出して、返還の請求をすることができるとがである。

5 接收貴金属等の所有者が国であり、かつ、当該接收貴金属等の被接收者が国でない場合には、当該接收貴金属等の被接收者は、第一項の規定にかかわらず、当該接收貴金属等の返還の請求をすることができない。この場合においては、前項の規定を適用せず、国を当該接收貴金属等の被接收者とみなして、第一項の規定を適用する。

6 被接收者又は接收貴金属等の所有者が国である場合には、接收時において当該接收貴金属等を管理していた官署又はその官署からこれを引き継いだ官署の長が、第一項から第三項までの規定による返還の請求をするものとする。

（接收貴金属等の認定及び請求の棄却）

第六條 大蔵大臣は、前条第一項又は第四項の規定により接收貴金属等について返還の請求があった場合には、返還請求者がその請求をすることができるとき（以下「権利者」という。）であるかどうかを審

査し、権利者であると認めるときは、当該接收貴金属等の種類、形状、品位並びに重量及び個数又は総重量を認定するものとする。

2 前項の認定（返還請求者が権利者であると認めることを含む）は、返還請求者が提出した証拠その他の証拠によつてしなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の場合において、次の各号の一に該当するときは、当該接收貴金属等についての返還の請求を棄却しなければならない。

一 返還請求者が権利者であると認められないとき。

二 当該接收貴金属等の種類、形状又は個数（政令で定めるもの）については、総重量を認定することができないとき。

三 当該接收貴金属等が保管貴金属等のうちでないことが明らかとなるとき（当該接收貴金属等が接收の後に溶解された可能性又は保管貴金属等で第二第三項第二号から第四号までに掲げるもののうちに当該接收貴金属等に代るべきものが存する可能性があるときを除く）。

4 大蔵大臣は、第一項の認定をした場合には、その内容を、また、前項の規定により請求を棄却した場合には、その旨を、理由を附した書面により、遅滞なく、返還請求者に通知しなければならない。

5 前四項の規定は、前条第二項又は第三項の規定により金又は銀の地金の返還の請求があった場合に準用する。この場合において、第

一項及び第三項中「接收貴金属等」とあるのは、「金又は銀の地金」と読み替へるものとする。

6 第三項第二号の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。（認定又は請求の棄却に対する不服の申立）

第七條 前条の処分に対して不服がある者は、政令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、不服の申立をすることができるとがである。

2 前条第四項（同条第五項において準用する場合を含む）の通知が返還請求者に到達した日から一月を経過した後においては、前項の不服の申立をすることができない。ただし、正当な理由によりこの期間内に不服の申立をすることができなかったことを疎明した場合は、この限りでない。

3 大蔵大臣は、第一項の不服の申立があつた場合には、当該事案について再審査の上、その申立を棄却する決定又は前条の処分を変更する決定をし、その理由を附した書面により、これをその申立をした者に通知しなければならない。（特定する場合の返還）

第八條 大蔵大臣は、第六條第一項の認定（その認定を変更する前条第三項の決定があつた場合には、その決定。以下同じ。）に係る接收貴金属等が保管貴金属等のうちで特定する場合に、遅滞なく、これを当該接收貴金属等に係る権利者に返還しなければならない。（特定しない場合の返還）

第九條 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接收貴金属等が保管貴金属等のうちで特定しない場合には、同条第三項第二号又は第三号の規定に該当する場合を除き、次の各号に定めるところにより、保管貴金属等を返還しなければならない。

一 保管貴金属等のうち第二第三項第一号に掲げるもの（接收の後に溶解して作られた地金及び前条の規定により返還されるものを除く）で第六條第一項の認定に係る接收貴金属等と種類、形状、品位及び重量（第六條第三項第二号の政令で定めるもの）については、種類、形状及び品位）の等しいものがある場合には、当該接收貴金属等に係る権利者に対し、当該接收貴金属等の個数（当該政令で定めるもの）については、総重量。以下この号において同じ。）を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該接收貴金属等の個数に同じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

二 第六條第一項の認定に係る接收貴金属等で品位又は重量について同項の認定をすることができないものがある場合（次号に規定する場合を除く。）において、保管貴金属等で第二第三項第一号に掲げるもの（接收の後に溶解して作られた地金及び前条又は前号の規定により返還されるものを除く。以下この号か

ら第四号までにおいて同じ。）のうち当該接收貴金属等と種類、形状及び重量又は品位の等しいものがあるときは、当該接收貴金属等に係る権利者に対し、当該接收貴金属等が、これと種類、形状及び重量又は品位の等しい保管貴金属等で第二第三項第一号に掲げるもの（うち最低の品位又は最少の重量のもの）と等しい品位又は重量を有するものとみなして、当該接收貴金属等を評価した価額を限度として、当該保管貴金属等を返還する。この場合において、当該保管貴金属等の返還を受けるべき権利者が二以上あるときは、各権利者に係る当該評価額に同じ、かつ、これを限度として、保管貴金属等を返還するものとする。

三 第六條第一項の認定に係る接收貴金属等で品位及び重量について同項の認定をすることができないものがある場合において、保管貴金属等で第二第三項第一号に掲げるもの（うち当該接收貴金属等と種類及び形状の等しいものがあるときは、当該接收貴金属等に係る権利者に対し、当該接收貴金属等が、これと種類及び形状の等しい保管貴金属等で第二第三項第一号に掲げるもの（うち最低の品位のもの）と等しい品位並びに当該保管貴金属等のうち最少の重量のもの）と等しい重量を有するものとみなして、当該接收貴金属等を評価した価額を限度とし

て、当該保管貴金屬等を返還する。前号後段の規定は、この場合に準用する。

四 第六條第一項の規定に係る接収貴金屬等次表の上欄に掲げるものについて、前二号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者がある場合又は前二号の規定により返還を受ける保管貴金屬等の評価額がその者についての当該接収貴金屬等の評価額（前二号の規定により返還を受ける者に係る接収貴金屬等については、当該規定による評価額）に満たない権利者がある場合には、これらの権利者に対し、各権利者に係る当該接収貴金屬等の評価額

又はその満たない額に応じ、かつこれを限度として、保管貴金屬等のうち、それぞれ次の表の下欄に掲げるものを返還する。この場合において、前三号の規定により保管貴金屬等の返還を受けることができない権利者に係る接収貴金屬等で、品位又は重量について第六條第一項の規定をすることができないものの評価額については、当該接収貴金屬等は、これと同種類で、かつ、形状が等しいか又は最も類似した保管貴金屬等で第二條第三項第一号に掲げるものうち最低の品位又は最少の重量のものと等しい品位又は重量を有するものとみなす。

接収貴金屬等	保 管 貴 金 屬 等
金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた金の地金 二 第二條第三項第二号に掲げる預金で金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二條第三項第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された金の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
銀の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた銀の地金 二 第二條第三項第二号に掲げる預金で銀の地金又は製品の代償であるもの 三 第二條第三項第四号に掲げる銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された銀の地金又は製品に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの
白金の地金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた白金の地金 二 第二條第三項第二号に掲げる金の地金及び預金で白金の地金又は製品の代償であるもの 三 第二條第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び

ルテニウムの地金	第二條第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたルテニウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	所有者以外の者に連合国占領軍から引き渡された白金の地金又は製品に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの
ロジウムの地金	第二條第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたロジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	
パラジウムの地金	第二條第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたパラジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	
オスミウムの地金	第二條第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたオスミウムの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	
イリジウムの地金	第二條第三項第二号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたイリジウムの地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	
イリドスミンの地金	第二條第三項第四号に掲げる金の地金で連合国占領軍から大蔵大臣に引き渡されたイリドスミンの地金に代るべきものとして大蔵大臣が引き渡したもの	
第二條第一項第一号に掲げる貴金屬の合金及び製品	一 接収の後に溶解して作られた当該貴金屬の合金及び製品の地金 二 第二條第三項第三号及び第四号に掲げる金及び銀の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡された当該貴金屬の合金又は製品の地金に代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	
ダイヤモンド	第二條第三項第三号及び第四号に掲げる金の地金で、被接収者、その相続人及び所有権者以外の者に連合国占領軍から引き渡されたダイヤモンドに代るべきものとしてその引渡を受けた者又は大蔵大臣が引き渡したもの	

2 前項の規定により保管貴金屬等を返還するため必要な貴金屬等の評価は、この法律の施行の日現在で行う。この場合において、金屬

の地金及び製品については、その素材価額により評価するものとする。

3 大蔵大臣は、第一項の規定により保管貴金屬等を返還するため必要がある場合には、保管貴金屬等を分割することができ、ただし、保管貴金屬等を分割することにより著しくその価値を減ずると認められる場合又は分割することが著しく困難である場合には、これを売却し、その売却代金を返還するものとする。

4 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。（第五條第二項又は第三項の請求に対する返還）

第十條 大蔵大臣は、第五條第二項又は第三項の規定により返還の請求があつた金又は銀の地金について第六條第五項において準用する同條第一項の規定をした場合には、遅滞なく、これを当該金又は銀の地金に係る権利者に返還しなければならぬ。

2 前條第三項の規定は、前項の規定により金又は銀の地金を返還する場合に準用する。

第十一條 前二條の規定により返還することができない保管貴金屬等（返還のために保管貴金屬等を売却した場合の売却代金のうち前二條の規定により返還することができないものを含め）は、國に帰属する。

（返還の通知）
第十二條 大蔵大臣は、第八條から

第十條までの規定により保管貴金
属等又はその売却代金を返還しよ
うとする場合には、返還しよう
とするものの明細を、これを返還す
ることとなつた理由を附して書面
により、あらかじめ、権利者に通
知しなければならない。

(返還に対する不服の申立)

第十三条 第八條から第十條までの
規定による保管貴金属等又はその
売却代金の返還に対して不服があ
る者は、政令で定めるところによ
り、大蔵大臣に対し、不服の申立
をすることが出来る。

2 前条の通知があつた日から一月
を経過した後においては、前項の
不服の申立をすることができな
い。ただし、正当な理由によりこ
の期間内に不服の申立をすること
ができたことを疎明した場合、こ
の限りでない。

3 第一項の不服の申立は、第六條
第一項(同条第五項において適用
する場合を含む。)の認定(その認
定を変更する第七條第三項の決定
を含む。)に対する不服をもつて、
その理由とすることが出来ない。

4 大蔵大臣は、第一項の不服の申
立があつた場合には、当該事案に
ついて再審査の上、その申立を棄
却する決定又は返還しようとする
ものを變更する決定をし、その理
由を附した書面により、これをそ
の申立をした者に通知しなければ
ならない。

(受け取られない保管貴金属等の
帰属)

第十四条 権利者が、第十二條の通
知を受けた日(前条第一項の不服

の申立があつた場合には、同条第
四項の通知がその申立をした者に
到達した日)から五年以内に、こ
の法律により返還される保管貴金
属等又はその売却代金を受け取ら
ない場合には、これらのものは、
國に帰属する。

2 前項の場合において、返還され
る保管貴金属等又はその売却代金
について訴訟が係属しているとき
は、同項の期間は、判決の確定の
日から起算するものとする。

(接収貴金属等の上に存した権利)
第十五条 第五條第一項又は第四項
の規定による接収貴金属等につい
ての返還の請求に対して第九條の
規定により返還された保管貴金属
等については、接収時において当
該接収貴金属等の上に存した権利
は、その返還の時から当該保管貴
金属等の上に存するものとみなす。

2 前項の場合において、保管貴金
属等が二以上の者の所有に係る接
収貴金属等についての第五條第一
項の規定による返還の請求に対し
て返還されたものであるときは、
当該保管貴金属等は、当該接収貴
金属等の各所有者の共有に属する
ものとみなし、その持分は、各所
有者の所有に係る接収貴金属等に
対応する部分に属するものとする。

ただし、その対応する部分が
不明であるときは、その不明な部
分についての持分は、不明な部分
に対応する接収貴金属等の各所有
者に属するものの接収当時の価額
に充てるものとする。

(納付金)
第十六条 第八條から第十條までの

規定により保管貴金属等又はその
売却代金の返還を受ける者は、政
令で定めるところにより、当該保
管貴金属等の価額又は当該売却代
金の額の百分の十に相当する金額
を國に納付しなければならない。

2 前項の規定は、國が保管貴金属
等又はその売却代金の返還を受け
る場合には、適用しない。この場
合においては、法令の規定又は接収
前の契約に基づき、國から当該返還
に係る保管貴金属等の返還を受け
、若しくはその返還に代え当該
売却代金の額に相当する金額の償
還を受け、又は当該保管貴金属等
を買い戻す者があるときは、その
者を同項に規定する返還を受ける
者とみなして、同項の規定を適用
する。

3 前二項の規定は、日本専売公
社、日本國有鉄道、日本電信電話
公社、地方公共団体又は日本銀行
の所有に係る接収貴金属等(保管
貴金属等のうち第二條第三項第三
号及び第四号に掲げるものを含む。
以下次条及び第十九條において
同じ。)についての返還の請求に
対して返還される保管貴金属等又
はその売却代金については、適用
しない。ただし、接収前の契約に
基づきこれらの者から当該保管貴金
属等を買戻す権利を有する者が
あるときは、その保管貴金属等に
ついては、この限りでない。

4 第一項の規定により納付すべ
き金額の計算の基礎となる保管
貴金属等(金属の地金及び製品
に限る。)の価額は、政令で定め
るところにより、当該保管貴金属

属等の素材価額を評価した額と
する。

5 第八條から第十條までの規定に
より保管貴金属等の返還を受ける
者は、政令で定めるところによ
り、第一項の規定により納付すべ
き金額の全部又は一部を当該返還
に係る保管貴金属等で納付するこ
とができる。

(納付義務に関する認定等)

第十七条 第五條第一項から第四項
までの規定により接収貴金属等につ
いて返還の請求をする場合にお
いて、当該接収貴金属等が前条第
三項本文に規定する者の所有に係
るものであるときは、返還請求者
は、当該返還の請求のため提出す
る書面にその旨を記載しなければ
ならない。この場合において、当
該接収貴金属等に関して同項ただ
し書の規定に該当する事情がある
ときは、その旨を明記して記載し
なければならない。

2 大蔵大臣は、前項本文の記載が
ある書面による返還の請求があつ
た接収貴金属等について第八條か
ら第十條までの規定により保管貴
金属等又はその売却代金を返還し
ようとする場合には、当該接収貴
金属等が前条第三項本文に規定す
る者の所有に係るものであるかと
うか、及び当該保管貴金属等につ
いて同項ただし書の規定の適用が
あるかどうかを認定しなければな
らない。

3 第六條第二項及び第四項並びに
第七條の規定は、前項の認定につ
いて準用する。この場合における
第六條第四項の通知は、第十二條

の返還の通知をする前に行わな
ければならない。

(納付金の求償)
第十八条 第八條から第十條までの
規定により被接収者に返還された
保管貴金属等については、第十六
條の規定による納付金は、民法明
治二十九年法律第八十九號(第百
九十六條第一項に規定する必要費
とする)とする。

2 第八條から第十條までの規定に
より返還された保管貴金属等を接
収前の契約に基づいて買い戻す者
がある場合においては、当該保管貴
金属等の返還を受けた者が第十六
條の規定によつて國に納付した金
額は、その買戻をする者が負担し
なければならない。

(税法の適用)

第十九条 その所有に係る接収貴金
属等についての返還の請求に対し
て第八條から第十條までの規定に
より保管貴金属等の返還を受けた
者が第十六條の規定により納付す
る金額、第八條から第十條までの規
定により返還された保管貴金属等
の所有者が前条第一項の規定によ
る必要費として償還する金額又は
当該保管貴金属等の買戻をする者
が前条第二項の規定により負担す
る金額は、所得税法(昭和二十二年
法律第二十七號)又は法人税法(昭
和二十二年法律第二十八號)の規
定による所得の計算上、返還を受
け、又は買戻をした保管貴金属等
の取得価額に算入し、又は所得税
法第十條の四第二項第二号に規定
する再評価額若しくは同条第三
項第一号に規定する資産の価額

に加算する。

2 接収貴金屬等についての返還の請求に対して、第九條又は第十條の規定により、第二條第三項第二号に規定する預金又は第九條第三項ただし書の規定（第十條において準用する場合を含む。）による売却代金が返還される場合においては、所得税法及び資産再評價法（昭和二十五年法律第百十号）の規定の適用については、その返還を受けるべき時において、当該預金又は売却代金を対価として、当該接収貴金屬等（当該預金又は売却代金に対応する部分に限る。）の譲渡があつたものとみなす。（交易官團等の接収貴金屬等に関する特例）

第二十條 大蔵大臣は、接収貴金屬等について第六條第一項の認定をする場合（同條第三項第二号の規定に該当する場合を除く。）には、当該接収貴金屬等が次の各号に掲げる貴金屬等で接収時において当該各号に規定する取得者（その者が社団法人金銀製品商聯盟である場合には、社団法人金銀運管會、以下同じ。）の所有に属していたものであるかどうかをあわせて認定しなければならない。

一 交易官團、社団法人中央物資活用協會又は社団法人金銀運管會若しくは社団法人金銀製品商聯盟が、戦時中、政府が決定した金、銀、白金又はダイヤモンドの回収方針に基づき、政府の委託により、取得した貴金屬等（当該貴金屬等を溶解したものを含む。）

二 前号の貴金屬等のうち、政府の指示に基づき、金屬配給統制株式会社が、交易官團又は社団法人中央物資活用協會から取得した貴金屬等（当該貴金屬等を溶解したものを含む。）

三 社団法人金銀運管會が、戦時中、政府の指示に基づき、旧日本占領地域へ金製品を輸出するため、旧金資金特別会計から取得した金の地金（当該地金を溶解したもの及び当該地金による製品を含む。）

四 軍需品の製造に従事していた者が、戦時中、軍需品を製造又は修理するため、その材料として旧陸軍省、海軍省又は軍需省から取得した貴金屬等（当該貴金屬等を溶解したもの及び当該貴金屬等による製品を含む。）

2 第五條第一項又は第四項の規定により接収貴金屬等について返還の請求をする場合において、当該接収貴金屬等が前項各号に掲げる貴金屬等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものであるときは、返還請求者は、当該返還の請求のため提出する書面にその旨を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等が第一項各号に掲げる貴金屬等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものと認定した場合においては、同條第三項第三号の規定に該当する場合を除き、その旨を同條第四項の規定による通知の書面にあわせて記載しなければならない。

らない。

4 第六條第二項及び第七條の規定は、第一項の認定（第六條第二項の規定については、接収貴金屬等が第一項各号に掲げる貴金屬等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものである旨の認定に限る。）について準用する。

5 第一項各号に掲げる貴金屬等で、接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものについての返還の請求に対し、第八條又は第九條の規定により返還すべき保管貴金屬等又はその売却代金は、これらの規定にかかわらず、國に帰属する。（交付金）

第二十一條 國は、第六條第一項の認定に係る接収貴金屬等（同條第三項第二号の規定に該当するものを除く。）のうち、前條第一項各号に掲げる貴金屬等で接収時において当該各号に規定する取得者の所有に属していたものの取得の代金及び取得に係る手数料又は加工費の合計額に相当するものとして、政令で定める基準により算出した金額を、当該取得者に対し、交付する。

2 第九條第一項第四号後段の規定は、前項の規定により交付する金額を算出する場合に準用する。

3 交易官團及び社団法人中央物資活用協會に対しては、國は、第一項の規定によるほか、次の各号に掲げる金額の合計金額を交付する。一 第十一條の規定により國に帰属するダイヤモンドについて、

前條第一項第一号に掲げる貴金屬等に該当するダイヤモンドと（以下「回収ダイヤモンド」という。）につき交易官團及び社団法人中央物資活用協會の取得価格の基準として定められていた価格（以下「基準取得価格」という。）により算出した金額を、これらの者がそれぞれその者に係る最初の接収時において所有していたと認められる回収ダイヤモンド（第六條第一項の認定に係るものと同條第三項第二号の規定に該当しないものを除く。）の総重量の比率により算出した金額。ただし、その者に係る当該回収ダイヤモンドについて基準取得価格により算出した金額を限度とする。

二 回収ダイヤモンドの取得に係る手数料に相当するものとして前号の金額に政令で定める割合を乗じて算出した金額

4 第一項又は前項の規定により交付金を交付する場合には、その交付金の金額について、昭和二十七年四月二十八日から支払の日までの月の前月の末日までの期間に応じ、年五分の割合で計算した金額を加算して交付しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定による交付金の交付に関する事務は、大蔵大臣が行う。

（接収貴金屬等処理審議會）
第二十二條 大蔵省に、接収貴金屬等処理審議會（以下「審議會」という。）を置く。

第二十三條 大蔵大臣は、次に掲げる事項については、審議會の議に付し、その議決に基づいて処理しなければならない。

一 第六條の規定による認定及び請求の要却

二 第七條第三項（第十七條第三項及び第二十條第四項において準用する場合を含む。）又は第十三條第四項の規定による決定

三 第八條から第十條までの規定による返還

四 第十六條の規定による納付金の金額の算定のためにする保管貴金屬等の評価

五 第十七條第二項の規定による認定

六 第二十條第一項の規定による認定
七 第二十一條第一項又は第三項の規定による交付金の金額の算定
第二十四條 審議會は、次の各号に掲げる委員で組織する。
一 法制局長
二 法務事務次官
三 大蔵事務次官
四 通商産業事務次官
五 日本銀行副總裁
六 学識経験者 六人以内
2 前項第六号に掲げる委員は、大蔵大臣が任命する。
3 審議會に、専門の事項を調査させるため、専門調査員八人以上を置く。
4 専門調査員は、貴金屬等に関し、専門の知識を有する者のうちから、大蔵大臣が任命する。
5 委員及び専門調査員は、非常勤とする。
第二十五條 審議會の議事は、委員

か、その法人又は人に対して前項の罰金刑を科する。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内政令で定める日から施行する。

2 次に掲げる法律は、廃止する。
一 連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等に代るべき貴金屬の地金の連合国占領軍に対する引渡に関する法律

二 接収貴金屬等の數量等の報告に関する法律（昭和二十七年法律第二百九十八号）

3 代替貴金屬に関する法律第一条の規定により大蔵大臣が連合国占領軍に引き渡した金及び銀の地金のうち、連合国占領軍の管理下から解除された貴金屬等で同法第二条の受益者に受け取られなかつたものに代るべきものであつて、現に大蔵大臣が管理しているものは、この法律の施行の際、貴金屬特別会計に帰属する。

4 この法律の規定により國に帰属した貴金屬等及び同法の規定により國に返還された國有の貴金屬等で一般会計に所屬するものは、大蔵大臣の所管とする。ただし、各省各庁の事務又は事業の用に供する必要があるものについて、当該各省各庁の長が大蔵大臣の同意を得たときは、その後においては、この限りでない。

5 大蔵大臣は、一般会計に所屬する前項の貴金屬等を、無償で、貴金屬特別会計の所屬に移すことができる。

6 貴金屬特別会計においては、当

分の間、前項の規定により同会計の所屬に移された貴金屬等で貴金屬特別会計法（昭和二十四年法律第三十四号）第一条第二項に規定する貴金屬以外のものに係る経理を行うことができる。
7 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。
第十條第十一号を次のように改める。

接収貴金屬等処 理審議會

接収貴金屬等の處理に関する法律（昭和三十一年法律第一号）第二十三條各号に掲げる事項に關し、調査審議すること。

三月二十四日本委員会に左の案件を付託された。

一、原油、重油の關稅に關する請願（第九二七号）

一、旧豊川海軍工し跡地價格引下げに關する請願（第九三四号）

一、引揚者の在外財産補償に關する請願（第九五七号）

一、手巻蓄音器の物品稅免稅點設定に關する請願（第九七八号）

第九二七号 昭和三十一年三月十二日受理

請願者 東京都中央区銀座一ノ五 大日本圖書ビル内
原、重油關稅反對同盟
内 平塚常次郎

紹介議員 古池 信三君

原油および重油の關稅については、昭和二十六年關稅定率法が全面的に改正された際、それぞれ十パーセントの関

十一 金の買取又は売渡の基本方針に關すること。
十一 一條に次の二号を加える。
十四 貴金屬特別会計を管理すること。
十五 接収貴金屬等の處理に關すること。
第十七條第一項の表中連合國財産補償審議會の項の次に次のように加える。

稅率が定められたが、同時にこれを免稅とする暫定措置が採られ、その後毎年の措置が継続されてきたところ、第二十二回國會において、原油には二パーセント、B・C重油には六・五パーセントの關稅を賦課する政府案が可決され、原、重油關稅を免稅とする特別措置は昭和三十年七月三十一日をもつて打ち切られてしまつた。いうまでもなく原、重油は産業の原動力であるエネルギー源としてわが國經濟の自立と發展をはかるため必要欠くことのできない基礎的原材料であり、これを豊富かつ低廉に供給することはわが國經濟にとって必要な要件であるから、原、重油關稅についてはこれを無稅とし、事情やむを得ぬ場合は従前どおり免稅にせられたいとの請願。

第九三四号 昭和三十一年三月十三日受理

旧豊川海軍工し跡地價格引下げに

關する請願
請願者 愛知県豊川市議會議長 宮道精一

紹介議員 山本 米治君
戦後既に十年余、旧豊川海軍工し跡地である國有地約四十万坪は、被爆によつて荒廢したまゝいまだに空しく放置されているが、これはまことに國家的にも不經濟であるばかりでなく、工しより設置によつて誕生した豊川市にとつてはまさに浮沈にかかわる重大問題であり、この跡地の積極的活用だけが本市再建の唯一の方途であるにもかかわらず、土地の価格がきわめて高いこと並びに國有地価格の生産工場の誘致による跡地活用の本市計画も實現できず、はなはだ困難をきたしているから、本市の繁榮の経緯及び敷地買収當時の市民の犠牲を考慮し、本市が盛衰をかけた工場誘致が早速に達成し得るよう、評價引下げ（坪当たり三百円程度の價格）に關し國有財産特別措置法に特例を認める等すみやかに適切な措置を講ぜられたいとの請願。

第九五七号 昭和三十一年三月十四日受理

請願者 神奈川縣相模原市麻溝 台二、六六六 林省三
外四百八十四名

紹介議員 三木 治朗君

在外財産處理問題は、引揚婦國以來十年を経過した今日なお未解決のままであるが、最早これ以上處理解決を遅延することは許せないものであるから、すみやかに引揚者の在外財産暫定補償法を制定し國家補償の処置を講ぜられた

の過半数が出席し、出席した委員の過半数で決する。ただし、特定の事案につき特別の利害關係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。
2 審議會は、その定めるところにより、部会を設け、その議決をもつて審議會の議決とすることができる。
3 第一項の規定は、部会の議決について準用する。
4 審議會は、審議（部会の審議を含む。）にあたり必要な場合には、参考人の出頭を求めることができる。
5 前各項に定めるもののほか、審議會の運営に關して必要な事項は、政令で定める。
（事務の委任）
第二十六條 大蔵大臣は、大蔵省令で定めるところにより、保管貴金屬等の返還に關する事務の一部を日本銀行に取り扱わせることができる。
（罰則）
第二十七條 第五條の規定による返還の請求に關して、虚偽の申立をし、又は第十七條第一項若しくは第二十條第二項の規定に違反してその請求をした者は、一年以下の懲役又は十萬元以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条がある場合には、同法による。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前項の罰金刑を科する。

いとの請願。

第九七八号 昭和三十一年三月十

六日受理

手巻蓄音器の物品税免税点設定に関する請願

請願者 栃木県真岡市古町二、

七五三日本蓄音器株式

会社代表取締役社長

田中彦三郎

紹介議員 成瀬 幡治君

手巻蓄音器は、高級しやし品の電気蓄音器と異なり、現下日本の庶民階級に對し文化的、教育的、慰安的に果している役割はいまさら申し述べるまでもないところであるが、これに對して物品税が三割も課税されているというとは不合理であり、人件費、物件費、作業の合理化等あらゆる企業努力にもかかわらず、高率な税負担は勤労大衆の購買意欲を制約し、輸出においても必然的に大量生産によるコストの切り下げを達成することが困難となつてその伸長を阻み、ために企業は衰微の一路をたどり、いまや企業存続の岐路に立ち至っている実状であるから、手巻蓄音器に對する物品税に五千円の免税点を設けられたいとの請願。